

朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼 —16世紀前半の朝鮮と明・日本—

桑野 栄治

【欧文表題】 Eiji KUWANO, Rituals for the Worship of Ming China during the Reign of King Jungjong of Choson Korea: Korea, China and Japan in the First Half of the 16 Century

【要約】 本稿は、16世紀前半の朝鮮中宗代に時期を限定し、毎年正朝・冬至・聖節・千秋節に王宮の正殿にて明帝を遥拝する望闕礼、なんびに異域からの使者が集う朝賀礼と会礼宴の実施状況について、官撰史料を中心に整理・分析したものである。

クーデタにより即位した中宗は功臣会盟祭を優先するなど、かなはずしも忠実に宮中儀礼を実施していない。三浦の乱の鎮圧後、靖国功臣と非功臣勢力という政治上の対立構図が瓦解すると、中宗一年には倭人と野人を朝賀礼のみならず朔望の朝会にも随班させることが決定する。儒者官僚による成宗代への復古主義であり、倭人と野人を四夷からの「朝貢分子」とみなす華夷意識の表出でもあった。凶年と天災により控えられてきた貞顯王后的ための豊呈の儀も翌年正朝に復活し、己卯士禍が発生する中宗一四年までは望闕礼→朝賀礼→豊呈とつづく正朝・冬至の宮中儀礼がほぼ定例どおり実施された。一方、中宗二三年冬至には王世子の望闕礼隨班が実現し、ひきつづき王世子は百官を率いて朝賀礼を主宰した。朝賀礼の場には「日本国王使」一鶲東堂も隨班しており、王世子は「朝貢分子」の前で王位繼承権者としての役割をつづがなく果たす。偽使は華夷意識から抜けだせない朝鮮側と、その事情を熟知して貿易の権益を求める対馬側の、相互のバランスのうえに成立していた。

総じて、中宗が名節の対明遙拝儀礼を忠実に実施していたとはいがたい。中宗二〇年の聖節を前に司憲府は近年の權停礼を非難し、中宗三四年の千秋節には中宗がこれまで聖節の望闕礼を權停礼により実施していたことを告白している。朝賀礼は權停礼による実施がなれば慣例化し、天災とともに財政事情により会礼宴も激減した。むしろ前代の燕山君は望闕礼と朝賀礼に積極的であり、朝鮮初期の礼と法を確立した父王成宗はもともと忠実に名節の宮中儀礼を実施したことがあらためて浮きぼりとなつた。

【キーワード】 朝鮮前期、中宗、望闕礼、朝賀礼、会礼宴、豊呈、靖国功臣、三浦の乱、偽使、華夷意識

【目 次】

はじめに

一 中宗反正直後の望闕礼

二 三浦の乱後の宮中儀礼

1、倭人と野人の朝会隨班

2、日本国王使の朝賀礼隨班

三 儒教政治の再興と宮中儀礼

1、靖国功臣衰退後の望闕礼

2、王世子の望闕礼隨班

四 望闕礼にみる対明觀

1、大明皇帝のための宮中儀礼
2、千秋節の望宮礼

むすび

はじめに

近年、韓国の歴史学界ではソウル大学校奎章閣、韓国学中央研究院（旧、韓国精神文化研究院）蔵書閣、そしてパリ国立図書館に架蔵される儀軌の書誌学的調査が進展し、儀軌を利用した儀礼研究の基盤が整いつつある⁽¹⁾。儀軌とは儀礼執行の詳細な報告書であり、朝鮮王朝時代（一三九二—一八九七年）の政治史・経済史をはじめ宮中生活史を究明するうえで、その史料的価値はすこぶる高い。とはいっても現存する儀軌はいまのところ壬辰倭乱（文禄・慶長の役）以後のものである⁽²⁾。したがって、朝鮮前期（ほぼ一五六世紀に相当）における宮中儀礼の実相を解明するには官撰記録の『朝鮮王朝実錄』のほか、王朝国家儀礼のテキストである『国朝五礼儀』（成宗五年、一四七四）を活用するほかない。現存する各種儀軌とは異なり、古活字本の『国朝五礼儀』は天然色の

図解を欠いてはいるが、朝鮮前近代の儀礼研究にあたってはからずひととく必要がある⁽³⁾。さいわい、名古屋市蓬左文庫は「嘉靖三十一年」（明宗七年、一五五二）の内賜記をもつ壬辰倭乱以前の古活字本『国朝五礼儀』を架蔵する⁽⁴⁾。いわゆる「駿河御譲本」である。

朝鮮前期の宮中儀礼といつても多種多様であるが、本稿では正朝・冬至・聖節・千秋節に朝鮮の王宮内で実施された対明遙拝儀礼を取りあげることにしたい。この宮中儀礼を望闕礼といい、その淵源は元・明交替期の高麗恭愍王二年（一二七二）冬至にさかのぼる⁽⁵⁾。望闕礼について朝鮮王朝の基本法典である『経国大典』（成宗二六年、一四八五）は「正至・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と明記しており、『国朝五礼儀』ではこの儀註（儀礼の式次第）を嘉礼の筆頭に収録する⁽⁶⁾。望闕礼が終了すると、正朝と冬至には同じく王宮の正殿にて朝賀礼と会礼宴が催された。朝鮮初期（ほぼ一五世紀に相当）の朝賀礼と会礼宴には朝鮮の文武百官のみならず、日本国王使・琉球国王使をはじめ倭人（おもに対馬島人）と野人（女真族）が参席しており、その顔ぶれはまさに国際的である。とりわけ世祖二年（一四五六年）の正朝を祝う朝賀礼には五〇〇名余の倭人と野人が王宮に集い、こうした「朝貢分子」の存在は朝鮮国王の華夷意識をおおいにくすぐつたに相違ない。それゆえ、望闕礼にはじまるこの一連の宮中儀礼のあり方を究明することは、中世日本の国際関係を考える際にも有効な基礎的作業となるであろう。もちろん、一五世紀中頃から対馬によつて偽使が創出されていたことが長節子氏の研究によつてあきらかになり、また文献史料のみならず偽造印という物

的証拠もすでに対馬で発見されてい^[12]ることから、朝鮮前期の国際関係を論じる場合には充分に留意する必要がある。^[13]

筆者はすでに、一四世紀後半の高麗恭愍王代（一三五一～七四年）より一六世紀初頭の朝鮮燕山君代（一四九四～一五〇六年）

までの約一五〇年間については、望闕礼に関する調査をほぼ終えている。^[14]そこで本稿では、ほぼ一六世紀前半に相当する朝鮮中宗代（一五〇六～四四年）にひとまず時期を限定し、対明外交儀礼ともいべき望闕礼、ならびに異域からの使者が集う朝賀礼と会礼宴の実施状況について、官撰史料を中心に整理・分析することにしたい。

一 中宗反正直後の望闕礼

燕山君一二年（一五〇六）九月、第九代朝鮮国王成宗（一四六九年）の繼妃貞顯王后的命をうけた前吏曹判書成希顔・知中枢府事朴元宗・吏曹判書柳順汀らは燕山君を江華島の北西に浮かぶ喬桐島に追放し、成宗の次男晋城大君（のちの中宗）を第一代朝鮮国王に推戴した。これがいわゆる中宗反正であり、成希顔・朴元宗・柳順汀を筆頭に一一七名もの靖国功臣を輩出した。^[15]

生母の貞顯王后と臣僚によって王位に担ぎだされた中宗は、当時一九歳であった。その中宗が王宮にてはじめて望闕礼を実施したのは、即位まもない中宗元年（一五〇六）九月下旬のことである。

A 上行望闕礼、（『中宗実録』卷一、元年九月庚子〔二四日〕条）

九月二十四日は武宗正徳帝の聖節にあたる。^[16]この日の記録はきわめて簡略であるが、聖節の望闕礼は肄儀（予行演習）どおり早朝

から厳肅に執り行われたに相違ない。中宗が翼善冠と袞龍袍（通常の視事服）の出でたちで即位儀礼を実施したのは景福宮の勤政殿であったことから、望闕礼の会場も同じく勤政殿であったと思われる。

『經國大典』の規定からすれば、翌年の中宗二年も正朝・聖節・冬至に中宗は百官を率いて望闕礼を実施しなければならない。ところが中宗二年の場合、国王中宗の行動様式は法典の規定から逸脱している。以下に、正朝・聖節・冬至の実録記事を列挙してみよう。

B 日有食之、○左議政朴元宗・右議政柳順汀、以時令乖和、辭職、伝曰、是予否德所致、其勿辭、（『中宗實録』卷二、二年正月乙亥朔条）（傍線は筆者、以下同じ）

C 丑時、上率諸功臣及百官、行会盟祭于北壇、遂歃血以盟、（同書卷四、二年九月甲子〔二五日〕条）

D 上体未寧、停冬至賀礼、○領議政柳洵・左議政朴元宗・右議政柳順汀啓曰、冬暖如春、時令不順、冬至日候、融暖太甚、昨日之雨、如夏日之雨、陰陽不調、臣等不職、致此咎徵、伝曰、咎在予躬、何嫌於政丞、（後略）（同書卷四、二年一月己酉〔一〇日〕条）

まず正朝の史料Bの場合、冒頭に日食の記録を掲げ、望闕礼→朝賀礼→会礼宴とつづく一連の宮中儀礼についてはまったく記録されていない。かつて日食が起きた太宗一三年（一四一三）正朝には儒者官僚の天譴思想により望闕礼を中止しており、これに対して正朝と日食が重なった世宗四年（一四二二）と同一四年の場合は望闕礼を実施し、ただ雅楽の演奏を控えたという前例がある。^[20]

当時は法制・礼制の両面で制度整備の途上にあり、第三代国王太宗（一四〇〇～一八年）と第四代国王世宗（一四一八～五〇年）の行動様式に搖れが生じてているのは致し方あるまい。いまここにみた正朝の史料Bには、「望闕礼を停む」とは記されてはいない。しかし、議政府左議政と右議政は「時令（＝時候）和に乖くをして、辞職す」とあり、中宗が「是れ、予の否徳の致す所なり」と宰相の辞職を引き留めている。日食も天変の一種であり、礼制上、朝鮮国王は侍臣とともに勤政殿にて、百官はそれぞれが職務にある官序にて救食の儀を実施しなければならない。⁽²¹⁾ それゆえ、望闕礼にはじまる正朝の宮中儀礼は日食のために停止されたのではないかと推測される。

第二の史料Cは聖節の翌日の記録である。史料Cによれば、中宗は諸功臣および百官を率い、彰義門（俗称、紫霞門）外の「北壇」（北郊壇）にて会盟祭を行つた。⁽²²⁾ 中宗反正に功績のあつた成希顥・朴元宗・柳順汀らの靖国功臣が中心となり、中宗への忠誠と功臣間の結束を天地神明に誓つたことであろう。かつて世祖二年（一四五六）に当時の王世子（成宗の父。のち德宗と追尊）が開國・定社・佐命・靖難・佐翼功臣とともにやはり北壇にて会盟祭を実施したことを彷彿させる。中宗反正は朝鮮時代史上、二度にわたる王子の乱（一三九八・一四〇〇年）を制して即位した太宗、癸酉靖難（一四五三年）を引きおこして王位を篡奪した世祖（一四五五～六八年）について、三度目のクーデタであった。では、前日の聖節に中宗は百官を率いて望闕礼を実施したのであるか。聖節にあたる九月二十四日の実録記事には望闕礼に関する記録はないが、その一週間前に台諫（司憲府と司諫院の官僚）が中

宗との論議の末に辞職している。中宗が二五日の会盟祭実施を優先し、前日の望闕礼を停止するよう決定したことに対し、台諫は「聖節の望闕礼は一年に一度の重要な国事行為であり、軽々しくこれをやめるべきではありません」と反論したが、中宗は聞きいれなかつた。⁽²⁴⁾ 台諫はこれに屈せず、「功臣の会盟祭はもとより急を要する行事ではないため日程を変更すべきであり、望闕礼を停止してまで会盟祭を実施しようとするのは、私たち臣下には理解できません」と再度申し入れたが、やはり中宗の決定が覆ることなく、台諫は辞職するにいたる。⁽²⁵⁾ 中宗反正以来、靖国功臣の支配体制が維持される中宗八年までの言官（台諫に弘文館を加えた三司）在職者はほとんどが非功臣系列で占められており、功臣集團は言官を掌握できるほどの人的資源に乏しいという政治的脆弱性を帶びていた。⁽²⁶⁾

第三の史料Dは、中宗の体調不良により冬至の「賀礼」つまり朝賀礼が停止されたことを簡潔に示す。すでに三日前に中宗は風邪の症状を訴えていた。承政院は「初十日の冬至、望闕礼を行うことは甚だ未安たり」と気づかい、これに対しても中宗も「氣未だ永く差えざるに、其れ権停礼を以て之を行え」とひとまず命じていた経緯がある。⁽²⁷⁾ 権停礼とは朝賀礼などの儀式の際に国王が臨席することなく簡略に行う儀礼形態であり、権停例ともいう。史料Dには「冬至の賀礼を停む」とあるにすぎないが、文武百官による朝賀礼のみならず、中宗が主宰する望闕礼も実施されなかつたと判断してよからう。ついで議政府の宰相三人が昨今の異常気象により辞職を願いでると、中宗が「咎は予躬らに在り」としてこれを引き留めたところは、さきにみた正朝の史料Bと酷似する。つま

り天譴思想による儒者官僚の行動様式である。あるいはクーデタにより即位したという中宗自身に負い目もあったであろう。なお、中宗が在位二年目にして望闕礼を権停礼にて実施するよう、いつたん命じていた点に注意を喚起しておきたい。従来、朝鮮国王が権停礼により名節の朝賀礼を実施したことはいくどかあったが⁽²⁹⁾、対明遙拝儀礼である望闕礼を権停礼によつて実施した前例はない⁽³⁰⁾。そもそも『国朝五礼儀』には略式で執り行う権停礼の儀註は存在せず、中宗の望闕礼に対する理解には問題がある（この点は後述する）。

以上みたように、中宗は即位後まもない中宗二年の正朝・聖節・冬至に、それぞれ日食・功臣会盟祭・病氣を理由として一度も望闕礼を実施することはなかつた。そのうえ、前王燕山君はすでに中宗元年一一月に流配先の喬桐島にある草屋にて病死していたが⁽³¹⁾、燕山君の死が名節の宮中儀礼の実施におよぼした影響もとくにみあたらぬ。

注目すべきは翌年正朝の記録である。中宗三年正朝の実録記事には次のとくみえる。

E 上率百官、行望闕礼、遂行賀礼于大妃殿、仍受朝賀、○御勤政殿、宴群臣、倭・野人亦與焉、（『中宗實錄』卷五、三年正月己亥朔条）

この史料Eによれば、中宗はまず百官を率いて正朝の望闕礼を行ひ、成宗繼妃の大妃殿に正朝を祝つたのち、百官の朝賀礼を受けた。史料Eに「仍りて朝賀を受く」とあるのは、文武百官が朝鮮国王である中宗に対しても正朝の朝賀礼を実施したことを意味する。⁽³²⁾ついで勤政殿では群臣のために宴を催し、倭人と野人もこの

正朝の宴にあづかつた。「群臣を宴す」とは中宗が百官のために開いた会礼宴を指す、と判断してよい。つまり、史料Eは望闕礼→朝賀礼→会礼宴とづく、正朝の典型的な宮中儀礼の記録形態である。倭人と野人が正朝の会礼宴に参席を許されたところは興味深いものの、いまのところ彼らの実相は把握しがたい。かの申叔舟著『海東諸國紀』（成宗二年、一四七一）は日本からの定期的通交者について、たとえば対馬島主の年間渡航回数の場合は「対馬島主は歳遣五十船なり」と定めるが、中宗二年の暮れに対馬から來朝して土宜を献上した使者も『中宗實錄』にはみあたらぬ。『海東諸國紀』所載の通交者は半数近くが偽使であり、「虚像の一大モニユメント」であるとはいえ、すでに朝鮮側では定期的通交者を把握していることから、実録記事に倭人の來朝者名を逐一記すことはなかつたのかもしれない。

ところが中宗はその後、正朝・冬至の宮中儀礼をかならずしも忠実に実施していない。中宗三年九月の聖節の場合、中宗は額にできた腫れ物がひかないことを理由に望闕礼を停止し、一一月の冬至を祝う朝賀礼は権停礼により実施された。年が明けて中宗四年正朝に中宗は望闕礼と朝賀礼を実施したが、天変により会礼宴を停止している。⁽³³⁾当日の実録記事には「太白昼見」（太白經天ともいう）とみえることから、金星が最大光輝となつて白昼に南中したことを知らしめる。為政者が「太白昼見」を凶兆と考え、名節の宮中儀礼を停止したことは成宗二年（一四九一）正朝にも確認され、異例のことではない。⁽³⁴⁾さらに中宗四年冬至の朝賀礼も前年と同様、権停礼により済ませた。⁽³⁵⁾その五日前には完原君（成宗の四男）が死去しており、おそらく冬至の望闕礼は停止された

であろうと考えられる。

実施していたこととは対照的である。⁽⁴⁴⁾

これまで本節では中宗反正後、わずか四年間の正朝・冬至・聖節の記録を抽出し、名節の宮中儀礼のあり方をみてきたが、中宗が朝鮮国王として最大級の対明外交儀礼ともいべき望闕礼を積極的に行っていないことに気がつく。かつて成宗が「予、望闕礼

を行う時、身は此に在るといえども、豈に親しく自ら朝天するに異なること有らんや」語ったことを想起されたい。本来、朝鮮国王は明を中心とする東アジア世界における「藩王」の一員として帝都北京に赴くべきところであるが、やむなく望闕礼という代替措置により臣従の意を表明していた⁽⁴²⁾。また、前王の死去により王位を継いだのであれば通常、国喪期間の三年内は正朝・冬至の望闕礼を実施することはない⁽⁴³⁾。しかし、中宗は前王燕山君の死去により王位を継承したのではなく、反正により即位した国王である。ならば、名節には法にのつとり朝鮮国王としての国事行為をまつとうしなければならないところであるが、実際には四年間の正朝・冬至・聖節の事例九件のうち、望闕礼を実施したのは史料A-Eなどわずか三件にすぎない。残る事例六件の内訳は權停礼による朝賀礼が二件、中宗の病気による停止が史料Dなど二件、日食による停止が一件（史料B）、そして功臣会盟祭による停止が一件（史料C）である（表1-9）。このうち、国王の病気と天変地異にともなう望闕礼の停止はやむをえない措置であり、一五世纪の朝鮮初期にも慣例として停止したことはあつた。とはいえるが、結果的に中宗が即位直後、名節の宮中儀礼の実施に対して積極的な姿勢で取りくんだとみなしがたい。奢侈と酒色におぼれた燕山君が在位中、正朝・冬至の望闕礼と朝賀礼をほぼ毎年のように

二 三浦の乱後の宮中儀礼

1、倭人と野人の朝会隨班

朝鮮王朝開創以来、倭人と野人が正朝・冬至の宮中儀礼にしばしば参席していたことは、たとえば一六世紀初頭の史料Eにみたとおりである。では、中宗五年（一五一〇）四月に慶尚道南部の富山浦（釜山浦ともいう。東萊）、薺浦（乃而浦ともいう。熊川）・塩浦（蔚山）で発生した三浦の乱以後、倭人と野人はいかなる待遇をうけたのであるか。そこでまずは、中宗五年一〇月の実録記事をみてみよう。

F臺諫啓（中略）、又啓曰、今年凶歉、南方又經兵亂、設火山臺〔國俗、元日設鰐山（＝山車。山型の施設）于禁苑、陳火戲於山上、名曰火山臺〕、非其時也、況是戲玩乎、請停之、

女樂請盡革、勿復量減、皆不允、（『中宗實錄』卷一二、五年

一〇月乙巳〔三二二日〕条）

この史料Fによれば、台諫は中宗に対して定例の火山台を停止するよう建議した。その理由はこの年が凶作であり、そして「南方又た兵亂を経」たこと、つまり恒居倭人と対馬宗氏が結託した三浦の乱が起きたためである。凶年と兵禍が重なつたいま、戯れごとにすぎない火山台を元日に設けるべきではない、というのが台諫の主張である。この日、中宗は台諫の要請を承諾しなかつたが、翌日になつて再度台諫が火山台の停止を上啓したため、「命じて火山台を停めしむ」とこととなつた⁽⁴⁵⁾。この年正朝には武臣

朴永文（靖国一等功臣）の工曹判書就任^{〔48〕}を不服として台諫が朝賀礼への参席をボイコットしており、中宗は慎重に対応したものと推測される。そして翌年の中宗六年正朝には台諫の要請どおり、禁苑に火山台が設けられた形跡はなく、通常の正朝のように王宮では望闕礼と朝賀礼が催され、二品以上の高級官僚と経筵官を会して酒宴が開かれたことを伝える。^{〔51〕}

しかし、史料Fにみた台諫の要請により火山台が廃止に追い込まれたわけではない。火山台は二年後の中宗八年の暮れに復活しており、そこには倭人と野人の姿を確認することができる。次に掲げる史料Gがそうである。

G 上於含元殿牆外、御照涼殿〔乃板閣、觀火時、檐持而設者也〕、觀火山臺、大妃及中宮御牆内、垂簾觀火、命宗宰入侍、倭人・野人留館令亦許入侍、夜半、還大内、（『中宗実録』卷一九、八年一二月甲子〔三〇日〕条）

中宗は前日の一二月二九日に景福宮の思政殿にて饌戯（歳末の宮中饌礼）の観覽を楽しみ、史料Gにみるごとく、翌日の三〇日には同じく景福宮の含元殿牆外にある板材造りの照涼殿にて火山台を観覧した。このとき中宗が宗親・宰相のみならず、王都漢城内の東平館と北平館にそれぞれ滞在中の倭人と野人に入侍を許可したところに注目される。漢城内の行動が制限されていた彼らにとっては、またとない遊覧の機会となつたことであろう。史料Gにみえる野人については特定しがたいが、倭人はおそらく第一二代対馬島主宗義盛（初名は盛順）が派遣した使者ではないかと考えられる。前年の中宗七年八月には三浦の乱の戦後処理として壬申約条が締結され、対馬島主の歳遣船は五〇隻から二五隻へ、

歳賜米・豆もまた年間二〇〇石から一〇〇石へと半減されたが、ともかくも朝鮮と対馬島主との通交は再開している。後日、議政府右贊成（兼義禁府同知事）申用灝が対馬島主への歳賜米・豆の支給をめぐって上奏したところ、中宗は「夷を待するの事、軽んずべからざるなり」と答えており^{〔57〕}、「夷狄」たる対馬島人の待遇に関してはなおも慎重を期していたことがうかがえよう。また、野人の待遇についても中宗は即位直後、「近者、朝廷の野人を待すること多く其の宜しきを失し、懷憤無くんばあらず」との理由から、特別に饗宴を設けて接待儀礼を改善するよう咸鏡北道節度使に命じていた^{〔58〕}。ただし、翌日の中宗九年正朝に開かれた宮中儀礼に倭人と野人が参席したか否かは史料上、判然としない。^{〔59〕}

その後も対馬からは、たとえば中宗一九年正月二日に第一三代島主宗盛長が三甫羅（三郎）を遣わして方物を献上しており、この一行は正朝の宮中儀礼にあわせて来朝したのではないかと考えられる。さらに中宗二七年の元旦にはすでに没していた「宗盛長」名義の使者として皮古酒文（彦左衛門）が派遣されたが、当時は國喪期間（成宗繼妃の死去）にあたつており、正朝の宮中儀礼に關する記録は残っていない^{〔60〕}。倭人と野人は名節の宮中儀礼から排除されてしまったのだろうか。

この疑問に一定の示唆を与えてくれるのが、次に掲げる中宗一年一一月の実録記事である。

H 御朝講、講札記、（中略）領事金應箕曰、倭・野人等、朔望朝会、皆令參班列、自成宗朝有此例、且客使隨班之法、載在五札儀註、今則廢之、臣赴北京時見之、初一日・十五日、四方朝進者、皆令隨班、當依成宗朝例、倭・野人來朝者、皆於

【表】中宗代における望闕礼の実施状況

| | 年月日 | 望闕礼 | 朝賀礼 | 会礼宴 | 特記事項 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----------------|
| 1 | 元・9・24 | ○ | — | — | 聖節（武宗正徳帝） |
| 2 | 2・正・1 | 停止 | | | 日食あり |
| 3 | 2・9・24 | 停止 | — | — | 功臣会盟祭を優先、台諫は辞職 |
| 4 | 2・11・7 | 停止 | 停止 | | 冬至。中宗は病気（風邪） |
| 5 | 3・正・1 | ○ | ○ | ○ | 倭・野人、宴にあづかる |
| 6 | 3・9・24 | 停止 | — | — | 中宗は病気 |
| 7 | 3・11・20 | | 權停礼 | | |
| 8 | 4・正・1 | ○ | ○ | 停止 | 天変を謹む |
| 9 | 4・11・1 | | 權停礼 | | 10月下旬に成宗4男死去 |
| 10 | 5・正・1 | | ○ | | 台諫、朝賀礼に入班せず |
| 11 | 5・9・24 | ○ | — | — | |
| 12 | 6・正・1 | ○ | ○ | ○ | |
| 13 | 7・正・1 | ○ | ○ | ○ | |
| 14 | 8・正・1 | 停止 | 停止 | 曲宴 | 宰相の死、あいつぐ |
| 15 | 8・9・24 | ○ | — | — | |
| 16 | 9・正・1 | ○ | ○ | ○ | 前日の觀火に倭・野人が入侍 |
| 17 | 10・正・1 | ○ | 不受 | | 天災を謹む |
| 18 | 10・11・9 | 停止 | | | 風邪のため前日に停止の命あり |
| 19 | 11・正・1 | ○ | ○ | | |
| 20 | 11・9・24 | ○ | — | — | |
| 21 | 11・11・3 | | | 停止 | 凶年のため |
| 22 | 12・正・1 | ○ | ○ | 豊呈 | |
| 23 | 13・正・1 | ○ | ○ | 豊呈 | |
| 24 | 13・11・10 | ○ | ○ | 豊呈 | |
| 25 | 14・正・1 | ○ | ○ | 豊呈 | |
| 26 | 14・11・22 | | 權停礼 | | 前日、趙光祖を流配（己卯士禍） |
| 27 | 15・正・1 | 停止 | | 停止 | 望闕礼実施直前に雨 |
| 28 | 15・11・3 | | 權停礼 | | |
| 29 | 16・正・1 | ○ | ○ | ○ | |
| 30 | 16・8・10 | ○ | — | — | 聖節（世宗嘉靖帝） |
| 31 | 17・正・1 | | | 豊呈 | |
| 32 | 18・正・1 | | | | 「老人を闕庭に餉る」とあるのみ |
| 33 | 19・正・1 | 停止 | | 豊呈 | 靖国功臣具寿永死去、朝市を停む |
| 34 | 19・11・18 | | 權停礼 | | 闕庭湿る |
| 35 | 20・正・1 | ○ | ○ | | |
| 36 | 20・8・10 | 停止 | — | — | 天災 8月上旬に成宗12男死去 |
| 37 | 20・11・28 | 停止 | | | 睿宗の忌辰 |

| | | | | | |
|----|----------|-----|-----|----|------------------------------|
| 38 | 21・正・1 | 停止 | | | 前年12月中旬に睿宗の次男死去 |
| 39 | 21・8・10 | ○ | — | — | |
| 40 | 21・11・9 | | 権停礼 | | |
| 41 | 22・正・1 | | | 豊呈 | 王世子隨班をめぐる論議紛糾 |
| 42 | 23・正・1 | ○ | | 停止 | 凶年のため会礼宴を停む |
| 43 | 23・8・10 | ○ | — | — | |
| 44 | 23・11・1 | ○ | ○ | | 望闕礼に王世子隨班、朝賀礼に「客使」(日本国王使) 隨班 |
| 45 | 24・正・1 | | ○ | ○ | |
| 46 | 24・11・12 | 停止 | 権停礼 | | |
| 47 | 25・正・1 | | | 豊呈 | |
| 48 | 25・11・23 | 停止 | | | 孝敬殿(成宗繼妃の魂殿)で冬至祭 |
| 49 | 26・正・1 | 停止 | | | 孝敬殿で正朝朔祭 |
| 50 | 27・正・1 | 停止 | | | 「宗盛長」の使者 前日は孝敬殿祭 |
| 51 | 27・11・16 | | 停止 | | 中宗は病氣 |
| 52 | 28・正・1 | | 権停礼 | | |
| 53 | 28・11・27 | 停止 | | | 翌日は睿宗の忌辰のため斎戒 |
| 54 | 29・正・1 | ○ | ○ | | |
| 55 | 30・正・1 | 停止 | | | 前日、領議政韓効元死去 |
| 56 | 31・正・1 | | ○ | | 王世子、百官を率いて賀を陳ぶ |
| 57 | 31・8・10 | ○ | — | — | |
| 58 | 32・正・1 | ○ | | ○ | |
| 59 | 33・正・1 | | 権停礼 | | 王世子、百官を率いて賀礼を行う |
| 60 | 33・11・21 | | 権停礼 | | |
| 61 | 34・正・1 | | | | 「正月庚午朔」とあるのみ |
| 62 | 34・8・10 | ○ | — | — | |
| 63 | 34・10・6 | 権停礼 | — | — | 千秋節 10日前に権停礼の命あり |
| 64 | 34・11・3 | | 権停礼 | | |
| 65 | 35・正・1 | | 権停礼 | | |
| 66 | 35・11・15 | | 権停礼 | | |
| 67 | 36・正・1 | ○ | ○ | 曲宴 | 望闕礼に王世子隨班 |
| 68 | 36・11・25 | ○ | 権停礼 | | 望闕礼に王世子隨班 |
| 69 | 37・正・1 | | 権停礼 | | |
| 70 | 37・8・10 | 権停礼 | — | — | 前日、王世子とともに宣陵親祭 |
| 71 | 38・正・1 | 停止 | | | 日食あり |
| 72 | 38・11・25 | | 権停礼 | | |
| 73 | 39・正・1 | | 権停礼 | | |

*表の年月日は『中宗実録』の当該年月日条による。また、聖節と千秋節の場合は朝賀礼・会礼宴は実施されないため、「—」と表記した。

朔望隨班、何如、上曰、前果隨班矣、近日則廢之、其令隨班可也、（後略）（『中宗実録』卷二六、一一年一月甲申「七日」条）

経筵の長官である領事（正一品）を兼任していた左議政金應箕は、「倭・野人等、朔望の朝会に皆な班列に参ぜしむること、成宗朝自り此の例有り。且つ客使隨班の法、五礼儀註に載在するも、今は則ち之を廢せり」と、興味深い発言をしている。倭人と野人が朔望の朝会のみならず、正朝・冬至の朝賀礼と会礼宴に隨班したことは『成宗実録』にたびたびみえる。⁽⁶³⁾たとえば、成宗五年（一四七四）正朝に仁政殿で開かれた会礼宴には「倭人永書記等十三人、野人要時老（＝柳要時老。正二品の中枢府知事を授かつた受職女真人）等九十六人、入參す」とあり、成宗二年正朝に同じく仁政殿での会礼宴には「倭人盛能（＝対馬第一〇代島主宗貞國の使者）等三十九人、野人南羅（＝童南羅。正四品の護軍を授かつた受職女真人）等八十五人も亦た入參す」とみえ、一〇〇名を超える「朝貢分子」が宮中儀礼に招かれている。⁽⁶⁴⁾また、「客使隨班の法」も『国朝五礼儀』に明記されているにもかかわらず、中宗一一年の時点では実施されていなかつたようである。おそらく、三浦の乱という日朝間の一大事件が影響していたのであろう。そこで金應箕は、かつて明の帝都北京に派遣された際、朔望の初一日と一五日には四方つまり四夷（東夷・西戎・南蛮・北狄）から朝貢使節が朝会に隨班したことを持ちだし、わが朝鮮でも成宗代の前例にならない、倭人と野人が来朝すればみな朔望の朝会に隨班させるよう、進言したのである。実際に金應箕は、たとえば燕山君五年（一四九九）七月に賀千秋節使として明に派遣され、

九月二一日に帝都北京にて催された千秋節に参席した経験がある。⁽⁶⁵⁾金應箕は北京滞在中、異国の朝貢使節とともに朔望の朝会にも隨班したに相違ない。これに対して中宗は「近日則ち之を廢せば、其れ隨班せしむるが可なり」と裁可を下した。

したがつて、倭人と野人そして「客使」が朔望の宮中儀礼に参席したとすれば、この中宗二年一月以降ということになろう。⁽⁶⁶⁾かつて高橋公明氏は三浦の乱以降の対日姿勢を「王權の華夷意識の衰退」とみなししたが、史料Hの経筵での論議に見るかぎり、朝鮮国王と政府中枢の官僚が倭人と野人を四夷の来朝者とみなす華夷意識は、いまだ健在であったといえよう。

二、日本国王使の朝賀礼隨班

では対馬島主からの使者ではなく、日本国王使は中宗代の宮中儀礼に参席したのであろうか。周知のとおり、一六世紀朝鮮では偽の日本国王使が跋扈しており、その考察にあたつては慎重を要する。管見によれば、中宗代に実施された正朝・冬至の宮中儀礼に日本国王使が参席したのは中宗二三年二月を初見とする。

I 上率百官、行望闕礼、王世子隨班、上御仁政殿、受賀礼、王世子率百官、陳賀、客使隨班、（『中宗実録』卷六四、二三年

一一月己亥朔条）

この日、中宗は文武百官を率いて冬至の望闕礼を執り行い、つらの朝貢使節が朝会に隨班したことを持ちだし、わが朝鮮でも成宗代の前例にならない、倭人と野人が来朝すればみな朔望の朝会に隨班させるよう、進言したのである。実際に金應箕は、たとえば燕山君五年（一四九九）七月に賀千秋節使として明に派遣され、

は後述)。史料Iの末尾には「客使隨班す」とみえており、中宗二三年冬至の朝賀礼に「客使」が王世子・文武百官とともに参席したことは疑いない。では、その「客使」とはいつたい何者であろうか。王朝国家儀礼のテキストである『国朝五礼儀』によれば、

(前略) 諸方客使位於懸之東西、倭使在東、野人在西、當文

武班准品序立〔日本・琉球等國使・副、當從二品班、若諸島倭使上・副官人、當從五品班、押物・船主、當從六品班、判・從人、當正七品班、諸衛野人都指揮、當從三品班、指揮、當正四品班、千戸、當從四品班、百戸、當正五品班、無職人、當正六品班、若人多則重行、後倣此〕、(後略) 〔国朝五礼儀〕

卷三、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀条)

とあり、正朝・冬至の望闕礼終了後に催される朝賀礼では「諸方の客使」つまり「倭使」と「野人」が殿庭のどの場所に整列すべきかを解説する。⁽²⁵⁾ 割註の規定にみると、もつとも優遇される「客使」は朝鮮国王と交隣関係にある日本国王（室町殿）と琉球国王（中山王尚氏）からの使節であり、その席次として從二品の班列が指定された。従二品といえども朝鮮の位階制では六曹の次官（參判）クラスに相当し、もちろん朝鮮国王は正殿内で南面して儀礼の場にのぞむ。そして史料Iにみた「客使」こそが「日本国王使」一鶴東堂の一行（偽使）である。すでに一鶴東堂は五年前の中宗一八年五月にも「日本国王使」として「足利義晴」の書契（外交文書。ただしこれは偽書）を持参しており、その目的は三浦の乱後の対馬島主（宗盛長）による通交権益の復旧にあつた。⁽²⁶⁾ 今回の「日本国王使」一鶴東堂の一行は明の寧波から朝鮮半島に漂流した倭人の刷還と貿易、ならびに大友義鑑への図書（書契に

捺印する銅製の私印）の造給を求めて中宗二三年八月下旬に慶尚道齋浦に上陸し、一〇月初旬に王都漢城に入京して方物を献上、ついで閏一〇月下旬になると仁政殿にて中宗に謁見を許されている⁽²⁷⁾。それゆえ、この年冬至の朝賀礼に参席した「客使」とは、一鶴東堂の一行であつたと判断してまず間違いない。

同じく『国朝五礼儀』嘉礼には朝賀礼の行礼手順について、

(前略) 賛儀唱、山呼、宗親・文武百官及客使拱手加額、曰千歳、唱山呼、曰千歳、唱再山呼、曰千千歳〔凡呼千歳、樂工・軍校齊声、應之〕、(後略) 〔国朝五礼儀〕卷三、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀条)

とあることから、一鶴東堂の一行は宗親・文武百官とともに中宗に對して「千歳、千歳、千千歳」と三唱したことであろう。つまり、史料Iにみえる「客使隨班す」との記録は、たんに日本国王使が冬至の宮中儀礼に居合わせたことを示すのではなく、朝鮮国王の臣下である文武官僚とともに臣下の礼をとつたことを意味する。「上は國家自り下は士庶人に至るまで、日用大小の儀礼、五礼儀註に備録せざるは無し」との理由から、『国朝五礼儀』は中宗七年閏五月に校書館より増刷することが決定しており、朝鮮の百官はこうした君臣の礼を周知していたことであろう。そしておそらく、大友氏と連携して偽使派遣に介入した対馬島主も「客使」が慣例として正朝・冬至の朝賀儀礼に参席することを了解済みであつたと考えられる。当時、朝鮮政府は一鶴東堂の一行を正式な日本国王使として認識しており、こんにちの研究成果をもとにこの使節が偽使であったことをことさら問題とする必要はあるまい。朝鮮政府内で交隣体制の虚像が共通認識となつたのは、おそらく

中宗三〇年頃のことであろう⁽⁷⁵⁾。朝鮮国王としては王朝国家の権威を文武官僚にひろく知らしめる必要があり、一方の対馬島主にとつて貿易の実利との継続は死活問題であった。偽使は華夷意識から抜けだせない朝鮮側と、その事情を熟知して貿易の権益を求める対馬側の、相互のバランスのうえに成りたつてゐるのである。

さらにこの「客使」について、中宗二三年暮れの実録記事は次のとく伝える。

J 領議政鄭光弼等啓曰、今正朝会礼宴、客使則不為入參、若以小事有不安之心、則不可也、請令客使並入參、（中略）此人等非如他巨酋之例、乃是國王使臣「日本國王使臣一鶴東堂來故云」、常時朝賀之時及衙日朝參、皆為隨參、而獨於會禮宴不參、則於事體不當也、且我國人赴京時、必參於慶成之宴、一有不參、輒生疑心、以此見之、則大小何以異哉、此事與札曹判書同議、以啓也、（中略）伝曰、此事若在所當為、則固當預先為之可也、果床及賜給之物、恐未及為也、若有可及之勢、則使之入參可也、（『中宗實錄』卷六四、二三年一二月丁酉〔三〇日〕条）

議政府領議政鄭光弼らの上啓によれば、明日にせまつた正朝の会礼宴には「客使」の参席を認めていなかつたが、些細なことここだわるべきではないとの理由により、一転して「客使」の参席を中宗に要請した。この一行は有力守護大名の巨酋使ではなく、名目的な武官職を授かつた受職倭人⁽⁷⁶⁾でもない。彼らは日本国王の使臣として来朝しており、これまで日本国王使は朝賀礼ならびに衙日の朝参の際にはつねに随班してきた⁽⁷⁷⁾わけであるから、正朝の会礼宴にだけ参席させないのは当を得ないと。そばかりで

はない。わが国朝鮮の使臣が帝都北京に赴いた際にはかならず祝いの宴に参席するが、ひとたびその祝宴に参席できないことにならうものなら、たちまち疑心が生ずることになる。この件に関して議政府はすでに札曹判書と協議しており、そのうえで中宗に申し渡したのである。朝鮮の儒者官僚にとって、日本国王使とは朝鮮国王が明に派遣する朝貢使節団と同様の性格を帶びたものとして理解されていたに相違ない。いわゆる朝鮮小中華意識のあらわれといつてもよからう。朝鮮国王を中心とする仮想の朝貢体制である。これに対しても中宗は「果床及び賜給の物、恐らく未だ為すに及ばざるなり」と、饗膳と下賜品の準備不足を気にかけながらも、ひとまず日本国王使の参席を許可するにいたつた。

では、明くる日の正朝を祝う会礼宴に「日本國王使」一鶴東堂の一行は参席したのであるか。中宗二四年正朝の実録記事は以下のとおりである。

K 御仁政殿、受朝賀、行会礼宴〔百官皆挿花、醉酒或扶持而出〕、（『中宗實錄』卷六四、二四年正月戊戌朔条）

正朝の史料Kは仁政殿にて朝賀礼が執り行われ、ついで会礼宴

が催されたことを伝えるが、望闕礼に関する記録を欠く。前日に中宗は領議政と会礼宴について話しあつた（史料J）のち、夕方七時頃から昌徳宮後苑の春堂台にて樂生が演奏する音楽を楽しみ、夜遅くに戻つた⁽⁷⁸⁾ことが何らかの影響をおよぼしたものかと推測される。いざれにせよ、情報不足というほかない。ただ、凶年つづきでしばらく控えていた会礼宴は、文武百官が花をかんざしのよううに挿して美酒に酔うほど盛大であった。史料Kに「客使」に関する記録はないものの、一鶴東堂の一行が齋浦にもどるのは五月

中旬のことである⁽⁸²⁾。それゆえ、「客使」として年の初めを異国⁽⁸³⁾の漢城で迎えた一鶚東堂が、久方ぶりの会礼宴に参席を許された可能性はありうるであろう。たとい饗膳と下賜品が間にあわずに日本国王使が会礼宴に参加できなかつたにせよ、朝鮮政府の中枢にあつた領議政が東アジアの国際秩序を背景に日本国王使の会礼宴隨班を進言し、また朝鮮国王もこれに同意していたことは注目すべきであろう。

三 儒教政治の再興と宮中儀礼

1、靖国功臣衰退後の望闕礼

中宗八年（一五二三）末頃には中宗反正の主導勢力が死去し、議政府・六曹そして言官もみな非功臣勢力によつて掌握されるという、大きな政治的変化が生じた⁽⁸⁴⁾。すでに金墩氏が指摘したように、李肯翊撰『燃藜室記述』（正祖二年、一七九七）には「朝会が終わると王は立ちあがり、三大臣が門外に出ると、またその場に座つた」というエピソードが残つている。朝鮮後期の一八世纪末に編纂された野史とはいえ、中宗反正後の王権の脆弱性、とりわけ中宗の三大臣（朴元宗・成希顔・柳順汀）に対する「異常な」礼遇は容易に推察できよう。

では、その靖国功臣の衰退は中宗代の宮中儀礼にも影響をおよぼしたのであらうか。まずは中宗七年一二月下旬の実録記事をみてみよう。

し大司憲南袞・大司諫趙元紀等、論昭陵及方輪事、不允、又啓曰、命行正朝会礼宴、然近間首相繼逝、而今領議政方在於殯、

設君臣通宴、甚為未安、古礼云、不得成礼者三、大臣之卒、不得成礼、乃其一也、会礼宴不須行也、答曰、内則進豐呈、外則会礼宴・望闕礼及本朝賀礼、皆動樂事也、前者、連喪元輔之意、予亦言于政院、此則停朝已過、而事亦不得進退故也、余亦不允、（『中宗実録』卷一七、七年一二月丁卯〔二七日〕条）

大司憲南袞と大司諫趙元紀らは文宗（一四五〇～五二年）妃の昭陵（顯德王后權氏を指す）の名誉回復を願いでたが許されず、ついで翌年正朝の会礼宴を停止するよう建議した。その理由は「近き間、首相継ぎ逝きて、今領議政は方に殯に在り。君臣の通宴（＝国王と臣下の宴）を設くるは甚だ未安為り」とのことである。たしかにこの年は半年前の七月上旬に領議政金壽童（靖国二等功臣）が死去し、一週間前の一二月二〇日には領議政柳順汀（靖国一等功臣）が息を引き取つたばかりである⁽⁸⁵⁾。いにしえの礼制では大臣が死去した場合、会礼宴を執り行うべきではないといふ。この台諫の意見に対しても中宗は、内廷（内朝）で行う進豐呈と外廷（外朝）で行う望闕礼・朝賀礼そして会礼宴の際には雅樂を演奏することが慣例になつていると反論する。あいつぐ宰相の死去について中宗は先日、秘書の承政院に哀悼の意を伝えたが、すでに三日間という視事停止の期間も過ぎていたため、正朝の会礼宴も慣例にならつて催すよう命を下したのであろう。

そして翌日、文城府院君柳洵（靖国二等功臣）は首相の死後一日もたつていないことから、礼文にしたがつて正殿にて宴を設けるべきではないと主張し、左議政成希顔（靖国一等功臣）と右議政宋軼（靖国三等功臣）もまた同様の考え方を示した⁽⁸⁶⁾。これによ

り中宗は正朝の会礼宴の停止を命じ、慈殿つまり生母である貞顕王后のための進豊呈を曲宴（小規模な宴享）に変更することとなつた。進豊呈の儀註は『国朝五礼儀』に収録されていないものの、⁽⁸⁹⁾ 実録記事には「会礼宴は乃ち君臣の通宴にして、進豊呈は上殿の為に設くるなり」とあり、慶事に大妃殿のために開く寿宴を豊呈といふ。⁽⁹⁰⁾ その結果、中宗八年正朝の実録記事は望闕礼と朝賀礼に関する記録を残すことなく、貞顕王后のために曲宴を設けたことを伝える。⁽⁹¹⁾ 中宗反正を主導した柳順汀に哀悼の意を表すべく、慶事を祝う望闕礼と朝賀礼はおそらく停止されたのであろう。その柳順汀とともに中宗を推戴した朴元宗（靖国一等功臣）はすでに中宗五年四月に死去していた。⁽⁹²⁾ さらに柳順汀の死から半年後の中宗八年七月には成希顏もこの世を去ったため、中宗はおおいに落胆したようである。⁽⁹³⁾ ここに靖国功臣主導の政治運営は終焉を迎えた。

第二の事例はその進豊呈をめぐる問題である。中宗一一年一二月の実録記事には次のとくみえる。

M御朝講、侍講官柳溥曰、（中略）又曰、舜以天下養養之至也、後世稱為大孝、今上以一國奉養慈殿、亦可謂至矣、當使外間之人、知聖孝之盡其道也、須於節日不廢進豊呈、領事金應箕曰、近因年歉、自靖國後、不舉豊呈之礼、衆皆缺望、溥之言是也、上曰、冬至進豊呈、再度懇請、而慈殿以年凶固辭、故未敢耳、何論糜費乎、（『中宗実録』卷二七、一一一二月己酉〔三日〕条）

経筵の侍講官（正四品）柳溥は朝講の席で、かつて古代の聖天子舜が天下をもつて奉養したように、国王殿下もまた一国をあげ

て慈殿の貞顕王后を奉養することが後世に語り継がれる親孝行の至りである、と述べた。「須らく節日に進豊呈を廃せざるべし」というのが侍講官の真意である。左議政兼領事の金應箕もまた「近ごろ年歉らざるに因り、靖国自り後ち豊呈の礼を挙げざるに、衆皆な失望す」と発言し、侍講官の意見を後押しする。靖国以後つまり中宗が反正により王位に即いて以来、宮中では凶年のゆえ豊呈の寿宴が催されていないことに臣下は不満をいだいていたとみえる。この史料Mにみえる柳溥と金應箕は靖国功臣ではない。とりわけ金應箕が鄭光弼とともに中宗八年後半に非功臣勢力として政界に進出して以来、靖国功臣優位の政治体制は求心力を失つたとさいいわれる。⁽⁹⁴⁾

たしかに一ヶ月前の冬至に中宗は会礼宴を停止しただけでなく、貞顕王后に対する進豊呈も停止している。中宗は当初、冬至を祝うべく宴を催すつもりであったが、当の大妃が「年凶く民飢うるに、豈に安心して宴を受くべけんや」と固辞したからである。史料Mにみるとおり、今回も中宗は「冬至の進豊呈、再度懇請すればも、慈殿は年凶を以て固辞す。故に未だ敢てせざるのみ。何ぞ糜費を論ぜんや」と反論する。凶作による経費節減を問題視したのは国王の中宗ではなく、母親の貞顕王后であった。【表】に示したとおり、正朝・冬至の豊呈の宴は中宗一一年以前には一度も実施されていない。儒教政治の再興をはかる経筵官は王朝国家の財政事情ではなく、一国を統べる朝鮮国王の孝の倫理を問題としたのである。この経筵での言論活動が功を奏し、翌年の中宗一二年正朝には望闕礼と朝賀礼につづき、昌徳宮の宣政殿にて進豊呈の儀が設けられた。⁽⁹⁵⁾ 中宗即位以来、実にはじめての豊呈であった。

その後、理想的な儒教政治の復興を掲げた少壯学者趙光祖を中心とする政策が中宗一四年の己卯土禍によって挫折するまで、宮中では正朝・冬至の望闕礼と朝賀礼につづき、進豊呈の儀がほぼ定期的に執り行われた。⁽⁹⁸⁾ 中宗一四年の場合、冬至の朝賀礼が權停礼によつて行われたのは、その前日に趙光祖らの流配が決定した影響かと推測される。⁽⁹⁹⁾ むろん、中宗二五年八月に貞顯王后が死去すると、宮中では豊呈が催されることはない。

2、王世子の望闕礼隨班

中宗二一年（一五二六）一二月の実録記事には王世子の望闕礼隨班をめぐる議論が少なからずみえる。のちに王位を継承することになる仁宗（在位一五四四～四五五年）は中宗一〇年二月に生まれ、五年後の中宗一五年四月に思政殿にて王世子に冊封された。⁽¹⁰⁰⁾ 中宗二一年当時は数え年で一二歳という、いまだ幼い王世子である。二週間後に正朝の宮中儀礼を控え、中宗をはじめ世子侍講院・礼曹は王世子の隨班を気にかけていた。

N 伝曰、輔德李賢輔於書筵言、世子拳動、臣民共瞻、使無差違、此言甚當、自明年正朝隨班、則望闕礼及本朝賀礼、凡儀節甚多、卒然行之、勢不能無差、令礼曹凡儀節考前例、書儀注人内、則當使世子預知也、（『中宗実録』卷五八、二一年一二月丙寅〔一八日〕条）

○礼曹啓曰、望闕礼呼唱千歲時、有礼文應声節次、然世子年幼、不須為也、只令拳手加額、何如、伝曰可、（『中宗実録』卷五八、二一年一二月己巳〔二一日〕条）

前者の史料Nによると、王世子の教育を担当する輔德（世子侍

講院の從三品）は書筵にて「世子の拳動、臣民共に瞻るに、差違無からしむ」と発言している。望闕礼と本朝の賀礼（朝賀礼）など正朝の宮中儀礼ははなはだ多いため、明くる年より王世子をにわかに隨班させるとなれば、群臣の注目をあびるなかで蹉趺を來たすやも知れない。そこで中宗は儀礼の前例と手順を王世子にあらかじめ熟知させるよう、礼曹に命じたのである。そもそも反正により玉座に即いた中宗は王世子としての政治的経験がない。つまり、中宗は即位以前に宗親の一員として正朝・冬至の望闕礼に隨班した経験はあるうが、王世子の立場で儀礼に参加したことがない。それゆえに中宗はわが子の拳動、そして将来を気づかつたのではないか。

この伝教に対する礼曹の回答が後者の史料Oである。礼曹は正朝の望闕礼に王世子が隨班した場合のことを想定し、具体的な提案を示している。望闕礼の行礼手順を記録した『国朝五礼儀』嘉礼によれば、

（前略）左通礼啓請、山呼、殿下拱手加額、曰万歳、啓請山呼、曰万歳、啓請再山呼、曰万万歳、王世子及宗親・文武百官同（贊儀亦唱、○凡呼万歳、樂工・軍校齊声、應之）、（後略）（『国朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条）

とあり、望闕礼では朝鮮国王は王世子および宗親・文武百官とともに万歳を三唱しなければならない。⁽¹⁰¹⁾ この場面は望闕礼のいわばクライマックスに相当するが、その際に幼い王世子はただ手をあげて額にあてるだけでよいのでは、と礼曹は提案し、中宗の裁可を得たのである（史料O）。儀式を進行させる左通礼（通礼院の長官。正三品堂下官）のかけ声にしたがつて両手を胸の前に重ね

あわせ、手を額にあてたのちに万歳を叫ぶという動作は、一二歳の王世子にとつては思いのほか煩雜であつたに相違ない。

そのうえ世子侍講院の説書（正七品参下官）は長官である師傅（正一品）の意をもつて次のとく上啓している。

P説書許沆以師傳意啓曰、世子自正朝始為隨班、但是日有望闕礼・大妃殿大殿中宮殿賀礼、又受賀後、當入進豐呈、凡節次甚多、必自夜過午、世子年幼、恐勞氣体也、停望闕礼、請自本朝賀礼行之、何如、伝曰、依啓、『中宗實錄』卷五八、二年一二月辛未〔二三日〕条)

侍講院はいつそのこと明年の正朝は望闕礼を停止し、本朝の賀礼より開始してはどうかと進言した。正朝は望闕礼のみならず、大妃・国王・中宮への賀礼、朝賀礼後には慶事の寿宴たる進豐呈の儀もあり、宮中儀礼が目白押しである。かならずや明け方より正午過ぎまで長時間におよぶであろうし、年少の王世子が疲労困憊することは容易に想像できよう。中宗はいったんこの提案を許可したが、朝鮮国王にとつては最大級の対明外交儀礼である望闕礼を王世子の事情により停止できるのであるか。はたして礼曹が反対意見を提議した。

Q礼曹啓曰、世子自丁亥年（＝中宗二二年）始隨班、雖不入望闕礼、而大妃殿・中宮殿陳賀後、又入于進豐呈、其間節次甚多、世子當夜起至午、略無休息之時、且本朝賀礼則為之、而獨停望闕礼、於礼文亦未安、況在成廟朝（＝成宗代）世子隨班、始自二月、此必以年幼為慮、待日氣稍和、而後行之也、今何以為之、敢稟、伝曰、當初師傳等議曰、十三歳時可隨班云故耳、今啓如此、侍講院亦不可不知、即招待講院郎官、議

于師傅、師傅回啓曰、礼官之意、必以大妃殿賀礼太早故、啓之、大殿・中宮殿賀礼、則在平明時、縱使行之、必無勞動之弊、而東宮受賀、亦所當為、成廟朝事、未知何如也、然世子隨班、必於歲首正始為之可也、進豐呈亦不可不參也、伝曰、以師傅之意、言于礼曹、『中宗實錄』卷五八、二一年一二月甲戌〔二六日〕条)

この史料Qにみると、王世子は明年より正朝の宮中儀礼に隨班することになった。しかし、たとえ王世子が望闕礼に参席しないとしても、大妃・中宮への陳賀とその後の進豐呈までの手順も非常に煩雜であり、王世子は明け方に起きて正午になるまでほとんどの休息の時間もない、と礼曹はいう。礼曹の王世子に対する気づかいは、さきにみた侍講院の意見（史料P）と同様である。決定的な意見の対立は、礼曹が「本朝の賀礼は行いながら望闕礼のみを停止するのは、礼制のうえでも問題があります」と発言したところである（史料Q）。明の皇帝に対する望闕礼を行わず、その一方で朝鮮国王に新年を寿ぐ朝賀礼を実施するのは礼に背く、と礼曹は反対したのである。さらに礼曹は、成宗代には二月より王世子を隨班させたとの前例を持ちだした。⁽¹³⁾ 当時もやはり王世子（のちの燕山君）が幼少であることを考慮し、気候がゆるむのを待つたという。なるほど成宗代には燕山君の王世子冊立、成均館への入学そして居昌慎氏（領議政慎承善の女）との婚礼など、重要な行事はすべて二月に執り行われている。⁽¹⁴⁾ 以上の礼曹の反対意見は中宗にとつては意外であつたようである。当初、師傅らが「二三歳になれば隨班すべきです」といつてきただからではないか、侍講院も知つておろう、と中宗はやや興奮気味である。即刻、侍

講院の郎官（堂下官）が呼びだされ、師傅の回答を待つた。師傅によれば、礼曹は大妃への賀礼があまりにも早くから行われるために進言したことであつて、国王殿下と中宮への賀礼は夜明けに行うため、たとえ参席させたとしても疲労の心配はないであろう。正朝に王世子が百官の朝賀を受ける儀礼⁽¹⁵⁾も当然実施すべきであり、成宗代の前例については承知していない。しかしながら、王世子の随班は年の初めより実施するのがよく、進豊呈にも参席しなければならない、という。中宗はこの師傅の意見を礼曹に報告させ、王世子の随班はここに決定したかにみえた。

ところが、さきの史料Qにみた師傅の回答では大妃・国王・中宮に対する賀礼については述べているが、望闕礼に関しては言及がない。礼曹と侍講院が同席していないためか、議論の焦点がぼやけている。王世子の望闕礼随班をめぐっては師傅の考えが最終判断をうながすこととなつた。正朝の宮中儀礼を明日に控えた一二月三〇日のことである。

R 師傅啓曰、望闕礼及大妃殿賀礼、請勿隨班者、以世子幼弱、恐為勞動、故啓之耳、雖不為大妃殿賀礼、聞於進豊呈有展謁之礼、雖不為或可也、至如中宮殿、則不可不為也、師南袞私謂許流曰、世子之於中宮母子也、不得不為也、至如大妃殿、則殿下為賀禮、而世子只隨參耳、伝曰、師傅之言伝于礼曹可也、（『中宗実録』卷五八、二一年一二月戊寅〔三〇日〕条）

師傅の考えによれば、かつて望闕礼ならびに大妃への賀礼に王世子を随班させないよう要請したのは、幼弱な王世子の疲労を慮つてのゆえにすぎない。進豊呈に際しては展謁（お目どおり）の儀礼があると聞いており、よつて大妃に対する賀礼は停止してもな

いのではあるまいか。しかし、中宮への賀礼はかならずや実施しなければならない、という。師傅の南袞が説書の許沆にひそかに語ったところによれば、王世子と中宮は母子の関係にあるため、実施しないわけにはいかないが、大妃に対しては国王殿下が賀礼を行えばよく、王世子はその場に参席するだけでかまわないといふのである。こうして中宗は師傅の意見を礼曹に伝えさせた。その結果が次に掲げる中宗二二年正朝の実録記事である。

S 上進豊呈于大妃殿、（『中宗実録』卷五八、二二年正月己卯朔

条）

結局のところ、この日の実録記事には正朝の望闕礼と朝賀礼に關してはいつさい記録されることなく、ただ「上、豊呈を大妃殿に進む」と伝えるにすぎない。この史料Sには「望闕礼を停む」とも「本朝の賀礼を停む」とも記されてはいないが、これまでに検討した中宗と礼曹・侍講院の論議（史料N O P Q R）を踏まえると、この年中宗二二年正朝の望闕礼と朝賀礼は停止されたと考えるのが妥当であろう。停止の理由は王世子の随班をめぐる論議が紛糾し、前日になつて最終判断が下されたからにほかならない。礼曹と侍講院が幼い王世子の健康管理に配慮した結果とはいえ、そのために朝鮮国王主宰の対明遙拝儀礼が停止に追い込まれたのは、朝鮮前期でははじめてのことであった。

だからといって王世子の望闕礼随班が実現しなかつたわけではない。すでにみたように、翌年の中宗二三年冬至には王世子が望闕礼に随班しており、つづく仁政殿での朝賀礼では王世子が百官を率いて冬至を祝つた（史料I）。その場に「日本国王使」が随班していたことも検討済みであり、ここで繰りかえすまでもなか

ろう。その後も王世子は中宗三六年の正朝と冬至の望闕礼に隨班している⁽¹⁰⁶⁾。それゆえ、王世子の望闕礼隨班は中宗二一年末の論議を契機とし、断続的にではあれ実施に移されたと判断してよい。

四 望闕礼にみる対明觀

1、大明皇帝のための宮中儀礼

朝鮮初期における望闕礼の性格、とりわけ朝鮮国王の望闕礼に対する姿勢ならびに儒者官僚の理解について、筆者はすでに別稿で論じたことがある⁽¹⁰⁷⁾。では、一六世紀前半の場合、中宗そして当時の儒者官僚はこの名節の宮中儀礼をいかに位置づけていたのであろうか。史料の制約は否めないが、ここでは三件の事例を取りあげることにより、当時の対明觀を考察する手がかりとしたい。まず第一に中宗一〇年正朝の記録を掲げよう。

T上行望闕礼、不受本朝賀礼、謹天災也、(『中宗実錄』卷二、一〇年正月己未朔条)

この史料Tによると、中宗は王宮の正殿にてうやうやしく正朝の望闕礼を実施したが、つづく朝賀礼では正殿に出御することはなかった。その理由は昨今朝鮮を襲った天災を謹むためである。おそらくその後の会礼宴も中止されたであろうことは容易に推測できる。前年の中宗九年は五月に旱魃が発生したため、中宗は正殿を避けて減膳(国王の食事の簡素化)・撤樂(各種儀礼の音樂の停止)⁽¹⁰⁸⁾し、九月には日食につづいて季節外れの電が降った。一二月初旬には朝鮮王朝の最高学府たる成均館内の尊經閣が火災に見舞われ、無慮数万巻ともいわれる儒教經典が焼失する事件が発

生していた⁽¹⁰⁹⁾。さらに雷電も重なったことから中宗は避殿・減膳・撤樂の実施を決意し⁽¹¹⁰⁾、大妃も元日の曲宴には姿をみせないことをを契機とし、断続的にではあれ実施に移されたと判断してよい。

伝えてきた。

もちろん、あいつぐ天災のなかにあって正朝の宮中儀礼をいかに実施すべきかについては、朝鮮政府内で論議があつた。

U礼曹啓曰、望闕礼為皇帝之事、雖避殿、不可不用樂也、本朝

賀礼及大妃殿進表裏之事、則御正殿而動樂、恐為不可、伝曰、

望闕礼固不得廢也、然進表裏亦為慈殿之事也、且前未有歲首

撤樂之時、予意以為、雖避殿、宜可用樂也、其議于大臣、(『中宗実錄』卷二、九年二月癸丑〔二十五日〕条)

正朝を一週間後に控え、礼曹が「望闕礼は皇帝の為の事なり」と発言したところに注目すべきであろう。礼曹は、望闕礼とは朝鮮国王が明の皇帝のために行う重要な宮中儀礼であることをまず強調する。それゆえ正殿を避けて身を慎むべきときとはいえ、正

朝の望闕礼に際しては通常どおり宫廷管弦樂団の演奏が必要である。しかしながらその後の百官による本朝の賀礼、ならびに大妃に表裏(表裡ともいう。恩賜または獻上の衣服の表地と裏地)⁽¹¹¹⁾を進上する儀礼の場合、正殿に出御して音樂を奏でるべきではないという。これに対して中宗も「望闕礼は固より廢するを得ざるなり」と答えた。とはいっても、中宗としては貞顯王后に対する儀礼を軽視するわけにもいかず、年頭に音樂の演奏を差し控えたという前例もないことから、音樂の使用を許可する立場をとつた。そして中宗はその日のうちに大臣に論議を命じたのである。

V柳洵・鄭光弼・金箕應議曰、歲首大妃殿賀礼、所不得廢、然遇災修省之時、慈殿亦豈忍受賀乎、如望闕礼固不可得廢、本

国賀礼則以權停例行之、以表殿下謹天戒之意、為當、『中宗
實錄』卷二一、九年一二月癸丑〔二五日〕条)

領議政柳洵と左議政鄭光弼・右議政金箕應の三議政は、たしかに年頭の大妃に対する祝賀儀礼は停止すべきではないが、天災に遭遇したいまは国王自身が身を修めて反省すべきときであり、こうした状況では大妃もまた年頭の賀礼は受けづらいであろうとう。ついで三議政が「望闕礼の如きは固より廢するを得べからず」と発言したところは、さきの史料Uにみた中宗の考え方と同様であ

り、礼曹の「望闕礼は皇帝の為の事なり」との発言と相通じる。朝鮮国王にとって望闕礼は天災にも優先する国事行為であつて、その観念は三議政・礼曹をはじめとする当時の儒者官僚にひろく共有されていた。これに対して望闕礼の終了後に行う「本国の賀礼」、つまり文武百官が年初に朝鮮国王を祝賀する朝賀礼は權停礼によつて簡略に済ませ、国王が恐懼反省しているところを臣下に知らしめるべきである、と三議政はそろつて回答した。この三議政の意見に対する中宗の反対論は実録に記録されていないものの、すでにみたとおり一週間後の正朝には望闕礼→朝賀礼（ただし權停礼）の順に宮中儀礼が執り行われた（史料T）。したがつて、朝鮮国王にとって明の皇帝のために実施する望闕礼は天災に優先する宮中儀礼であり、朝鮮国内の朝賀礼・会礼宴にも優先すべき特異な存在であつたといえよう。

その後、明における帝位の交替にともない、朝鮮でもすでに中宗一六年八月一〇日に中宗は勤政殿にて百官を率い、新皇帝である世宗嘉靖帝の聖節を祝うべく望闕礼を実施していた。¹¹⁴ 第二の事例は次に示す中宗二〇年八月の実録記事である。

W 憲府啓曰、今聖節望闕礼、頃者以避正殿、命權停、大抵近來多有權停之例、本国臨群臣宴享等事、則可也、如此為上之事、亦命停之、其於事体何如、臣等有所未安、故啓之、（中略）
伝曰、如我国之事、則雖權停而自下為之矣、此則為上之事、予若親行、則用樂矣、今方避殿撤樂、亦為未安、且以切親新喪、方廢視事、故不為耳、（後略）『中宗實錄』卷五五、二〇年八月乙未〔八日〕条)

このとき司憲府は聖節を祝う望闕礼のあり方を問題として取りあげた。明帝の交替からわずか四年後のことである。司憲府によれば、このたびの聖節の望闕礼は正殿を避けて政務にあたるべく、權停礼により実施するよう王命が下つたが、近年は權停礼による儀礼の簡略化が多くみうけられるという。たしかに嘉靖帝即位以後の四年間、中宗が聖節に望闕礼を実施した記録を実録記事にみいだすことはできない。この年中宗二〇年の正朝は望闕礼を執り行い、勤政殿にて百官の朝賀礼を受けたが、前年の冬至は闕庭が湿つたことを理由に朝賀礼は權停礼にて実施されている。本国朝鮮が群臣のために宴享を催すような儀礼であればともかく、上國である明のための宮中儀礼を停止するのはいかがなものか、と司憲府は中宗に詰め寄る。対する中宗の回答はこうである。朝鮮国内の朝賀礼であれば權停礼とはいえ群臣は正殿に参集して儀礼を執り行おうとするであろう。ところが、朝鮮国王である予が明の皇帝のために親しく望闕礼を実施しようとするれば、正殿にて華やかに宫廷音楽を奏でなければならない。いまは早魃の施策として正殿を避け、歌舞音曲も控えなければならない、そのうえ親族の喪中に政務をとるべきではない。それゆえに望闕礼も実施できない

だけである、と中宗はいう。つまり、聖節という慶事は雅楽の停止と両立しえず、天災そして王室の不幸とも相容れないわけである。実際に中宗は七月中旬に台諫の要請を受けいれ、降雨を期待すべく避殿・減膳・撤樂の実施を明言している。⁽¹⁷⁾また、一週間前の八月初旬には成宗一二男の茂山君が死去しており、そこで中宗は来る聖節の望闕礼を国喪のため權停礼により簡略に済ませるよう、命じたのであろう。そして聖節にあたる二日後の八月一〇日には權停礼に関する記録が残っていないことから、中宗二〇年の聖節を祝う權停礼は早魃と国喪のために停止されたものと判断してよからう。

第三の事例は中宗二三年八月の実録記事である。聖節を明日に控え、中宗は望闕礼を実施すべきか否か決めかねていた。

X 伝曰、今日下雨、庭湿、来初十日聖節望闕礼、其停之、（後略）○伝曰、今見日候、晴明如常事、本朝正朝望闕礼・賀礼等事、則為不為間、自上可以隨便處斷、此則皇帝誕日、視常事最大、若不為、則物論亦必有之、既命不為、而還為之、雖似煩數、然明日不得已行之、可也、其言于礼曹、（『中宗実録』卷六二、二三年八月戊申〔九日〕条）

この史料Xによると、中宗は雨のために闕庭が濡れていることを理由として、いったん聖節の望闕礼を停止するよう命じた。ところが、その日のうちに天候が回復したため、停止の下命を撤回することになったのである。このとき中宗は「此れ則ち皇帝の誕生日なれば、常事に視ぶるに最も大なり」と発言しており、朝鮮国王にとって聖節の望闕礼が最大の国事行為であつたことを知るには充分であろう。そのうえ中宗はもし今回の聖節に望闕礼を実施

しなかつた場合、またもや物議をかもすであろうと告白する。これまでの事例検証からわかるように、礼曹あるいは言官は中宗に對して望闕礼を忠実に実施するよう、たびたび諫めていた。いつたん命じた望闕礼の停止を覆すのは煩雜ではあるが、明日は聖節の望闕礼を実施することにしたい、と中宗は礼曹に伝達させたのである。そして翌日、中宗は王宮にて百官を率い、聖節の望闕礼をうやうやしく執り行つた。⁽¹⁸⁾

ただし、中宗は史料Xのなかで誤解を招く發言を残している。正朝の望闕礼・朝賀礼などの宮中儀礼であれば、その実施如何は朝鮮国王がその状況により決断できる、と中宗は語る。たしかに本朝（つまり朝鮮）の朝賀礼やその後の会礼宴であれば、それらを実施すべきか否かは中宗がその決定権を握つていよう。朝賀礼は文武百官が朝鮮国王に対して行う儀礼であり、会礼宴は朝鮮国王が百官のために施す儀礼である。しかしながら正朝・冬至の望闕礼は聖節の望闕礼と同じく、朝鮮国王が文武百官とともに明の皇帝のために執り行う宮中儀礼であつて、国喪・国王の病気そして氣候条件など特別な事情がないかぎり、朝鮮国王は原則的に望闕礼を実施しなければならない。⁽²¹⁾正朝・冬至と聖節の望闕礼について、どうやら中宗は思い違いをしていたようである。

2、千秋節の望宮礼

中宗代の場合、とくにその治世後半期になると權停礼により名節の宮中儀礼を済ませたことが目だつ（【表】参照）。權停礼の頻度の高さは、中宗代における宮中儀礼の特徴といえよう。さきにわれわれは幼い王世子の望闕礼随班をめぐる中宗二一年末の論議

を検討した（史料N O P Q R）が、若き明の皇太子の冊立が朝鮮の宮中儀礼に少なからず影響をおよぼしたことがある。正朝・冬至そして聖節に朝鮮の王宮にて実施する対明遙拝儀礼を望闕礼というのに対し、千秋節の場合は望宮礼⁽²²⁾という。望闕礼と望宮礼のもつとも大きな差異は、望宮礼の場合、朝鮮国王と王世子以下文武百官は叩頭礼とこれにつづく万歳三唱・四拝礼を行わない点である。⁽²³⁾要するに、皇太子の千秋節を祝う望宮礼は正朝・冬至・聖節の望闕礼をやや簡略化した対明遙拝儀礼であつたと考えてよい。その望宮礼の実施をめぐり、中宗三四年の実録記事には具体的な論議の様子が残っている。

Y礼曹啓曰、千秋望宮礼習儀近、將為之、前者暫待三年為之事、上國移咨矣、習礼何以為之、伝曰、中原以為暫待三年、然後為之者、必以太子年幼、故然耳、中原内服、尚且如此、況外國乎、其議于三公、（『中宗実録』卷九一、三四年九月戊午〔二四日〕条）

千秋節が近づいたため、礼曹は望宮礼の習儀（予行演習）を執り行う計画をたてていたが、先般、上國の明より「暫く三年を待ちて之を為す」よう咨文（外交文書）が届いたという。この礼部の咨文をめぐっては、去る七月に朝鮮政府の高級官僚のあいだで議論がなされていた。二ヶ月前の実録記事には「礼部の題本（上奏文）をみたところ、皇太子を冊立してから三年内は、元朝（元旦）と冬至に海内の諸国はみな進賀しないと云います」とあり、⁽²⁴⁾今後三年間の朝貢使節の派遣が取りざたされていた。当面の問題となつた冬至使についてはその後、冬至使任権を宗系弁誣奏請使権撥とともに派遣することで決着したが、この件に連動して今回

は、千秋節に朝鮮の王宮で挙行する望宮礼が問題となつたのである。礼曹は望宮礼の習儀をいかにすべきか、中宗にその判断を仰いだところ、中宗は宰相の三議政に論議を命じた。皇太子がまだ幼いことを考慮し、皇帝が住まう明でさえ「暫く三年を待ち、然る後之を為す」のであれば、「外国」である朝鮮も同様にすべきであろう、と中宗は考えていたようである。中宗の命をうけた三議政との論議は、翌日の実録記事に以下のとおり記されている。

Z領議政尹殷輔議、為皇太子生辰、既遣千秋使、則望宮之礼、似不可廢、左議政洪彥弼議、皇太子時在幼冲、故礼部暫待三年事、移咨于我国、望宮之礼不須行舉、右議政金克成議、同從領相議、仍伝曰、昨礼曹取稟、而予未及計之耳、冬至・正朝則雖曰暫待三年云、而千秋則已遣使臣、此處、廢望宮之礼、果為未便、然當時聖節亦以權停例行之、今亦以權停例行之、（『中宗実録』卷九一、三四年九月己未〔二五日〕条）

まず領議政尹殷輔の建議によれば、すでに朝鮮からは皇太子の千秋節を祝う使節を派遣しており、朝鮮国内で千秋節を祝賀する望宮礼をいまになつて停止することはできないという。右議政金克成は領議政の意見に賛同したが、左議政洪彥弼は礼部からの咨文を尊重し、千秋節の望宮礼は三年間は執り行うべきではないと主張した。そこで最終判断は中宗が下すこととなつた。昨日、礼曹より上奏をうけた中宗はいまだ決めかねていたが、ここは予定どおり明の千秋節を祝うこととした。正朝・冬至の朝貢使節派遣を今後三年間はみあわせよとはいえ、朝鮮側はすでに千秋節使を派遣済みであったからである。そして注目すべきは望宮礼の実施方法である。中宗が「當時、聖節も亦た權停例を以て之を行わば、

今も亦た権停例を以て之を行え」と命じたところに目がとまる。今回の望宮礼は権停礼により簡略に実施せよとの王命が下ったのであるが、その前提として中宗が從来、聖節の望闕礼を権停礼により実施していたことを語っている。

では、中宗三四年の千秋節を祝う望宮礼は権停礼により実施されたのであろうか。この年は一〇月六日が千秋節にあたるが、実録記事の当該年月日条には望宮礼に関する記録は残っていない。^{〔27〕}にわかに判断しがたいところであるが、中宗三四年千秋節の望宮礼は王命（史料Z）どおり権停礼にて実施されたと推測せざるをえない。むろん、帝都北京ではこの日、朝鮮から派遣された吏曹參判尹思翼の一行が表箋と方物を献上し、皇太子の千秋節を祝つている。^{〔28〕}

その後も中宗三〇年代は正朝・冬至の宮中儀礼を略式で実施する方向へと向かった。中宗三四年の千秋節から一ヶ月後に迎えた冬至の記録には「権停例を以て冬至の賀礼を行う」とあり、翌年の正朝と冬至も権停礼により朝賀礼が執り行われている。^{〔29〕}記録の形態からみて、おそらく望闕礼は停止されたであろう。^{〔30〕}明けて中宗三六年の場合、正朝と冬至には望闕礼が実施され、その際に王世子が隨班したことはすでに検討済みである。^{〔31〕}ところが翌年の中宗三七年になると、正朝の朝賀礼は百官による権停礼の形式で執り行われ、聖節にいたつては望闕礼それ自体が権停礼となつた。^{〔32〕}聖節の前日に中宗は王世子とともに京畿広州へ行幸し、父王成宗と母親の貞顯王后を葬った宣陵にて親祭していることから、おそらく中宗は凶事につづけて慶事の宮中儀礼を盛大に催すことを控えたのであろう。同時に、中宗が「常時、聖節も亦た権停例を以

て之を行ふ」と発言した（史料Z）ことを裏づける史料である。その後、中宗は正朝・冬至の望闕礼を一度も主宰することはなかつた。^{〔33〕}

そして中宗三九年一一月、中宗は五七歳でその生涯を閉じた。^{〔34〕}奇しくもこの年四月には慶尚道南岸の蛇梁鎮に倭賊が侵攻して殺傷事件を起こす（蛇梁倭変）や、朝鮮政府は日本国王使と大内・少弐氏の使送をのぞき、倭人の接待をいつさい断絶するにいたつた。^{〔35〕}

むすび

以上で、本稿で課題とした朝鮮中宗代における対明遙拝儀礼の実態分析はひとまず終えたことになる。その考察にあたっては、正朝・冬至の望闕礼にひきつづき王宮の正殿にて催された朝賀礼と会礼宴のあり方についても視野に入れ、稀代の暴君と評される前国王の燕山君代、そして父王成宗代の実施状況と比較検討しつつ分析を進めた。また、中宗五年（一二一〇）には三浦の乱が発生しており、これを前後して朝鮮史料にみえる倭人の姿にも留意した。本稿での考察の結果を要約すれば、以下のとおりである。（1）一五〇六年九月に反正という名のクーデタにより玉座に即いた中宗は、まもなくその三週間後に聖節の望闕礼を実施した。しかし、三浦の乱までの約四年間は健康上の理由と日食のため望闕礼を停止し、あるいは権停礼により朝賀礼を簡略に済ますなど、中宗が名節の宮中儀礼を忠実に執り行つていたとはいがたい。とりわけ中宗二年の聖節に中宗が望闕礼ではなく、功臣と忠誠を

誓いあう会盟祭を優先したことにより、非功臣勢力の台諫は辞職した。この事例は靖国功臣の政治的優位性とこれに反発する言官という、中宗即位直後の政局の構造を如実に物語る。中宗三年に景福宮勤政殿にて催された正朝の会礼宴には倭人と野人が招かれているが、史料の制約により彼らの実相は把握しがたい。

(2) 三浦の乱後、中宗六年正朝には王宮で望闕礼と朝賀礼が催されたが、凶年と兵乱が重なったことから、恒例の火山台は台諫の要請を受け入れて中止した。その讐儀も壬申約条締結後の中宗八年暮れに復活し、除夜の景福宮には東平館・北平館に滞在中の倭人と野人も招かれた。倭人は対馬島主の使者と推定され、三浦の乱の鎮圧後、倭人が漢城の儀礼空間にふたたび戻ってきたことを示唆する。ただし、「成宗実録」までの記録形態とは異なり、「燕山君日記」と同じく「中宗実録」には名節の宮中儀礼に参加した倭人と野人の実名は残っていない。その後、中宗一年には議政府左議政（兼經筵領事）の建議により、倭人と野人を朝賀礼のみならず朔望の朝会にも随班させることが決定する。儒者官僚による成宗代への復古主義であり、また倭人と野人を四夷からの「朝貢分子」とみなす華夷意識の表出でもあった。一方、中宗二年冬至の朝賀礼に随班した「客使」は受職倭人でも巨首使でもなく、「日本国王使」として「足利義晴」の書契を持参した一鶴東堂の一行であったことが判明した。偽使とはいえ、朝鮮の宗親・文武官僚とともに冬至の宮中儀礼に参席した「日本国王使」は、「國朝五礼儀」嘉礼の規定どおり国王中宗に対して「千歳、千歳、千千歳」と三唱し、「朝貢分子」としての役割を果たしたことであらう。偽使は華夷意識から抜けだせない朝鮮側と、したたかに

貿易の権益を求める対馬側の、相互のバランスのうえに成立していたのである。その年暮れに領議政は明年正朝の会礼宴にこの「日本国王使」を参席させるよう建議したが、饗膳と下賜品の準備不足のためか、正朝の実録記事に彼らの姿はみえない。とはいえ、朝鮮政府の中枢にあつた領議政と左議政により、倭人と野人の朔望朝会への随班、さらには日本国王使の会礼宴隨班が議論の俎上にのぼったことは注目してよい。それゆえ、三浦の乱後ににおける朝鮮政府の対日姿勢を「王權の華夷思想の衰退」とみなすのは性急であろう。

(3) 中宗八年頃には議政府・六曹の要職をほぼ掌握していた靖国功臣と、非功臣勢力の言官という政治上の対立構図が瓦解する。この年正朝に王宮にて開催予定であった君臣の会礼宴は、近年あいつぐ領議政の死去により取りやめとなつた。当初、これを建議したのは言官の大司憲と大司諫であり、ついで左議政と右議政も同調した。おそらく望闕礼と朝賀礼も停止となつたであろう。中宗反正の主導勢力の死は名節の宮中儀礼に影響をおよぼし、また政治の構図にも転換のきざしがみえる。凶年と天災により控えられてきた豊呈の儀も中宗一二年正朝に復活し、中宗は即位以後、母親である貞顯王后のためにはじめて名節の寿宴を催した。その後、己卯土禍が発生する中宗一四年までは望闕礼→朝賀礼→豊呈とつづく正朝・冬至の宮中儀礼がほぼ定例どおり実施されている。壯齡をすぎたころに中宗が気づかつたのは、王世子の将来である。異域から來朝した日本国王使あるいは倭人・野人であればともかく、いまだ幼い王世子（のちの仁宗）が早朝からはじまる正朝・冬至の宮中儀礼に随班し、煩雜な儀礼の手順どおりに万歳三唱せ

ねばならぬとなれば、父親の中宗もいささか不安を覚えよう。中宗二一年の暮れに世子侍講院は、明くる年の正朝は朝賀礼から開始しては、との妙案を提議したが、王朝国家儀礼を管掌する礼曹が反対した。明の皇帝に対する望闕礼が、朝鮮国王に新年を寿ぐ朝賀礼に優先すべき国事行為であることはいうまでもない。論議

は紛糾し、結局のところ中宗二二年の正朝は豊呈の儀のみが実施された。王世子の望闕礼隨班が実現したのは翌二三年冬至のことである。その後の朝賀礼でも王世子は昌徳宮仁政殿にて百官を率い、「朝貢分子」たる「日本国王使」一鶲東堂の前でつつがなく王位継承権者としての役割を果たした。

(4) ひるがえって、中宗代における望闕礼の意義を考えてみた。中宗一〇年正朝に旱魃・日食そして成均館尊經閣の失火など天災があいついたため、中宗は百官の朝賀礼を受けることはなかつたが、望闕礼は実施した。礼曹の「望闕礼は皇帝の為の事なり」との発言、これに対する中宗の「望闕礼は固より廢するを得ざるなり」との同意は、すでに朝鮮国王と政府中枢のあいだでは共通認識となっていたに相違ない。ところが中宗二〇年の聖節を目前にして、司憲府は近年の權停礼による宮中儀礼の簡略化を非難した。一六世紀前半の中宗代にかぎらず、一五世紀の場合も聖節・千秋節の望闕礼・望宮礼に関する記録の残存状況が不備であるのは、權停礼による実施が慣例となっていた可能性も想定しておくべきであろう。その後、天候の回復により中宗は聖節の望闕礼を実施したが、中宗治世年間の後半期の場合、聖節・千秋節はおろか正朝・冬至でさえ、宮中儀礼の実施状況ははかばかしくない。中宗三四年の千秋節の場合も中宗は從来、聖節の望闕礼を權停礼

により実施していたことを告白し、これを前提に千秋節の望宮礼を權停礼にて行うよう命じた。中宗が百官を率いて望闕礼を主宰したのは、王世子を隨班させた中宗三六年の正朝と冬至が最後となつた。

以上の四点が本稿の考察から得ることができた結論である。在位三九年におよぶ朝鮮中宗代は旱魃をはじめとする天災のみならず、前王燕山君による弊政の精算、靖國功臣と言官の対立、三浦の乱後の日朝関係の再構築、そして己卯土禍など国内・国外ともに多難な時代であった。中宗は新進の士林を登用して儒教政治の再興を掲げたにもかかわらず、正朝・冬至・聖節そして千秋節の対明遙拜儀礼を礼と法どおりに忠実に実施したとはいいがたい。朝賀礼は權停礼による実施がなかば慣例化し、天災にともなう財政事情により会礼宴も激減した。在位年間の長短こそあれ、むしろ前代の燕山君は正朝・冬至の望闕礼と朝賀礼には積極的であつたし、朝鮮初期の礼と法を確立した父王成宗はもつとも忠実に名節の宮中儀礼を実施したことがあらためて浮きぼりとなつた。では、一六世紀後半の朝鮮国王ははたして漢城の王宮より明帝を遙拝する望闕礼を、礼と法にのつとつて忠実に実施したのであろうか。依然として課題は山積したままであるが、ひとまず擱筆する。

註

(1) たとえば、朴炳善編『朝鮮朝의 儀軌—파리所藏本斗 国内所藏本의 書誌学的比較検討』(韓国精神文化研究院、城南、

- (一) 一九八五年一月）、李成美他『蔵書閣所蔵儀軌解題』（韓国精神文化研究院、城南、二〇〇二年一月）、韓永愚「조선 시대 『儀軌』 편찬과 現存儀軌 조사연구」（『韓國史論』第四八集、서울、二〇〇二年一二月）、金文植他『파리 국립도서관 소장 외규장각 의궤 조사연구』（外交交通商部、서울、二〇〇三年四月）、韓永愚（平木葉子訳）「朝鮮時代における『儀軌』の編纂とその資料的価値」（『朝鮮学報』第一九〇輯、二〇〇四年一月）、同『조선왕조 의궤（儀軌）－국가의례와 그 기록』（一志社、서울、二〇〇五年七月）などがある。
- (2) 韓永愚、前掲書「4. 왜란후 선조대 의궤 편찬」四七、四八頁。
- (3) 韓國中世礼思想研究－五礼量中心으로』（一潮閣、서울、一九九一年九月）をあげておく。
- (4) 『名古屋市蓬左文庫漢籍分類目録』（名古屋市教育委員会、一九七五年三月）五五頁。
- (5) 桑野栄治「朝鮮初期の対明遙拝儀礼—その概念の成立過程を中心にして」（『久留米大学比較文化年報』第一〇輯、二〇〇一年三月）。同「朝鮮世祖代の儀礼と王權—対明遙拝儀礼と園丘壇祭祀を中心にして」（『久留米大学文学部紀要（國際文化科編）』第一九号、二〇〇二年三月）。同「朝鮮成宗代の儀礼と外交—『經國大典』成立期の対明遙拝儀礼」（『同』第二〇号、二〇〇三年三月）。同「高麗末期の儀礼と國際環境—対明遙拝儀礼の創出」（『同』第二二号、二〇〇四年

三月）。これら四本の論考は増補・修正のうえ、桑野栄治『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』（二〇〇一～二〇〇三年度科学的研究費補助金「基盤研究」（C）（2））研究成果報告書、二〇〇四年二月）に収録した。また桑野栄治「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた一五世紀朝鮮の儒教と國家—朝鮮燕山君代の対明遙拝儀礼を中心に」（『朝鮮史研究会論文集』第三四集、二〇〇五年一〇月）。

(6) 「冬至、王具冕服、率百官、向闕拝賀、山呼万歳、後百官又行本朝賀礼」（『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至上國聖寿節望闕賀儀、恭愍王二二年一二月丁巳〔一四〇〕条）。桑野栄治、前掲報告書「第一章 高麗末期の儀礼と國際環境」一六・二四頁。

(7) 『經國大典』卷三、礼典、朝儀条に「正至・聖節・千秋節・殿下率王世子以下、行望闕礼」とある。また『國朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条および皇太子千秋節望宮行礼儀条。最近、彭林『中国礼学在古代朝鮮的播遷』（北京大学出版社、北京、二〇〇五年五月）「第六章 『國朝五礼儀』与朝鮮礼儀制度的確立」が『國朝五礼儀』所収の望闕礼儀註の概要を紹介した（一一一～一二二頁）。

(8) 『經國大典』卷三、礼典、朝儀条に「正至・朔望、大殿・王妃誕日、王世子・百官朝賀」とある。また『國朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀条。朝鮮時代の朝賀礼に関する先行研究に、高麗大学校民族文化研究所編（研究責任・閔賢九）『朝鮮時代即位儀礼와 朝賀儀礼의 研究

(宮中文化再現行事考証研究叢書1)』(文化財管理局、서울、一九九六年一二月)「第二部I 朝鮮時代朝賀儀礼의性格」(執筆・李奉圭)、同書「第二部III 正至朝賀儀礼－正朝와冬至에 행하는 王世子와百官의 朝賀」(執筆・韓亨周)、韓亨周「朝鮮初期朝賀儀礼에 대한 考察－正至朝賀를 중심으로」(『明知史論』第一三輯、서울、二〇〇二年二月)がある。このほか、古代中国の朝賀礼を論じた渡辺信一郎『天空の玉座－中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、一九九六年九月。韓国語訳は新書苑、서울、二〇〇二年一一月)は、朝鮮時代における宮中儀礼の構造を考察するうえで示唆に富む。

- (9)『経国大典』卷三、礼典、宴享条に「毎歲正朝或冬至、行会礼宴」とある。また『国朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至会儀条。朝鮮時代の会礼宴については国民大学校韓国学研究所編(研究責任・金杜珍)『朝鮮時代養老宴儀礼와 御宴儀礼의 研究(宮中文化再現行事考証研究叢書2)』(文化財管理局、서울、一九九七年一二月)「第一部II 朝鮮時代宴會儀礼의 변천」(執筆・池斗煥)が簡便であろう。この報告書の入手にあたっては砂田篤子氏(東京大学大学院博士課程)の手を煩わせた。ここに記して感謝する。
- (10)「上行望闕礼、仍受百官朝賀、倭・野人五百余人、隨班」(『世祖実錄』卷三、二年正月辛未朔条)。桑野栄治、前掲報告書「第3章 朝鮮世祖代の儀礼と王權」一〇四~一〇七頁。
- (11)長節子『中世国境海域の倭と朝鮮』(吉川弘文館、二〇〇〇)

二年二月)「第一部第四章 三浦の乱以前対馬による深処倭通交権の入手」、同「朝鮮前期朝日関係の虚像と実像－世祖王代瑞祥祝賀使を中心として」(『年報朝鮮学』第八号、二〇〇二年三月)。

(12)田代和生・米谷均「宗家旧蔵『図書』と木印」(『朝鮮学報』第一五六輯、一九九五年七月)。

(13)朝鮮前期の偽使に関する最近の研究レビューとして日韓歴史共同委員会編『日韓歴史共同研究報告書(第2分科篇)』(同委員会、二〇〇五年一二月)は、田代和生他「偽使」、伊藤幸司「日朝関係における偽使の時代」、韓文鍾「偽使研究の現況と課題」を収録する。

- (14)前掲註(5)、参照。
- (15)震檀学会編(李相伯著)『韓国史(近世前期篇)』(乙酉文化社、서울、一九六二年三月)「第二編第五章 士禍・党争」五四三~五四四頁。李秉休『朝鮮前期畿湖士林派研究』(一潮閣、서울、一九八四年一月)「附錄I 朝鮮中宗朝靖國功臣의 性分과 動向」(初出は『大丘史学』第一五六輯、大邱、一九七八年一二月)一八八~一八九頁。国史編纂委員会編『한국사(28 조선중기 사림세력의 등장과 활동)』(同委員会、果川、一九九六年一二月)「II 2. 사림세력의 진출과 사화」(執筆・李秉休)一九四頁。윤정『조선 중종 전반기 정국구도와 정책론』(『역사와 현실』第二五号、서울、一九九七年九月)一四二~一四三頁。金澈『朝鮮中期의 反正과 王權의 위상』(『典農史論』第七輯、서울、二〇〇一年三月)三五二~三五三·三六〇~

三六二頁。

- (16) 先代の燕山君代の場合、たとえば燕山君三年（一四九七）九月の実録記事に「王率百官、行千秋望闕礼」とある（『燕山君日記』卷二七、三年九月壬戌〔一四日〕条）。ここに「千秋の望闕礼」とみえるのは當時、正徳帝が皇太子であつたためである。桑野栄治、前掲「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた一五世紀朝鮮の儒教と國家」三七頁。

- (17) 「経国大典」卷三、礼典、朝儀条に「迎詔勅及正至・聖節・誕日賀礼、百官先期習儀」とある。ただし史料Aの前日の記録には「礼曹判書孫（マ）〔宋〕の誤刻」軼・参判閔祥安啓曰、來二十四日、聖節望闕礼、臣等近日多事忽忙、未能記憶、今幸覺悟、未及肄儀、請待罪、伝曰、不察大事、其推之」とあり、礼曹判書と參判が多忙のため肄儀に参加しなかつたことから、処分をうけている（『中宗実録』卷一、元年九月己亥〔二三日〕条）。これとは逆に、罪人を処刑する日は通常視事しないにもかかわらず、聖節の望闕礼の肄儀を実施したために礼曹の失態が問われた事例もある（同書卷三六、一四年九月丙辰〔二十五日〕条）。

- (18) 朝鮮国王は詔書・勅書の迎接儀礼のほか朝会の際に翼善冠と袞龍袍を着用する。高光林『韓國의 冠服』（和成社、서울、一九九〇年一〇月）「袞龍袍에 関한 研究」一七五一七八頁。
- (19) 「前略」於是、晋城大君以翼善冠・袞龍袍（即位當用袞冕、而用此冠服、倉卒未暇備也）、即位于景福宮勤政殿、受百官賀、頒赦、（後略）（『中宗実録』卷一、元年九月戊寅朔マ）

〔二日〕条）。

- (20) 「上詣文昭殿、行元日別祭、以日食之変、停向闕賀礼、不受朝、（後略）」（『太宗実録』卷一五、一三年正月辛巳朔条）、（前略）上還宮、率群臣、賀帝正、以日食、命停百官賀礼、百官獻表裏・鞍馬、諸道亦進箋、獻方物」（『世宗実録』卷一五、四年正月己未朔条）、「上率王世子及百官、行向闕賀礼、以日當食、樂部陳不作、停本朝賀礼」（同書卷五五、一四年正月辛酉朔条）。桑野栄治、前掲報告書「第2章 朝鮮初期の対明遙拝儀礼」六五・六七頁の「表III 世宗代における望闕礼の実施状況」、参照。

- (21) 「國朝五礼儀」卷四、軍礼、救日食儀条。李範稷、前掲書「第2章III 世宗朝『五礼』의 分析」三五二～三五三頁。中宗代の日食の事例として、たとえば「日有食之、未時、上具素服・烏帶、御仁政殿階上、親救」とあり（『中宗実録』卷二八、一二年六月乙巳朔条）、勤政殿ではなく仁政殿にて救食の儀を行うこともある。
- (22) 『世宗実録』卷一四八、地理志、京都漢城府条に「北郊壇・北方土龍壇・厲祭壇〔皆在彰義門外〕」とあり、史料Cにみえる「北壇」とは彰義門外の北郊壇であろう。彰義門は都城の四小門のひとつで、北岳山の西側に現存する。신명호 「조선시대의 공신회맹제 (功臣会盟祭)」（鄭萬祚他『조선 시대의 정치와 제도 (조선시대 양반사회와 문화 2)』集文堂、서울、二〇〇三年八月）は、漢陽遷都後の「功臣会盟祭はみな景福宮の北側に位置する北壇で挙行された」と指摘する（四五四頁）。

- (23) 『世祖実録』卷五、二年一月庚辰（一四日）条。このと
きの五功臣会盟文は崔承熙『韓國古文書研究（増補版）』
（知識産業社、서울、一九八九年四月）「五 古文書의 樣
式斗 ユ 実際」一一七）一九頁に紹介されている。
- (24) 「臺諫合司啓曰、雖命就職、所啓之事甚重、必得請、然後
就職、若不得請而就職、則恐妨言路、且以二十五日会盟祭、
停望闕礼、前拜陵謁聖、尚皆停之、獨此会盟祭則行之、其
於自体何如、況聖節望闕礼一年一度、為上事也、其可輕廢
乎、大抵要質鬼神、春秋非之、豈以会盟之故、而廢此大礼
乎、伝曰、近日所啓之事、皆不可聽、且既有功臣、則会盟
之祭礼所當擧、况礼曹依前例啓請乎、茲以不允、臺諫遂辭
職而退」（『中宗実録』卷四、二年九月丁巳〔一七日〕条）。
- (25) 「臺諫合司上劄曰、臣等將錄功猥濫等事、連旬伏閻、極論
不可、未回天聽、是臣等不能盡其職分在所、當去、然區區
之誠、不能自己、更冒天威、（中略）且功臣会盟固非急事、
更卜近日、至停望闕礼欲行之、臣等所未解、（中略）臣等
亦不可安然在職、請罷職、不允、臺諫辭職而退」（『中宗実
録』卷四、二年九月壬戌〔二二日〕条）。
- (26) 李秉休、前掲書「第3章 中宗初의 支配勢力斗 士林派」
六六）六九頁。
- (27) 「政院啓曰、近日、上以感冒之証、方停視事、初十日冬至、
行望闕礼甚未安、伝曰、氣未永差、其以權停礼行之」（『中
宗実録』卷四、二年一月丙午〔七日〕条）。
- (28) 李奉圭、前掲「朝鮮時代 朝賀儀礼의 性格」一七三）一七
五頁。
- (29) たとえば成宗二五年（一四九四）冬至の実録記事に「冬至、
百官以權停礼陳賀、進表裏」とある。『成宗実録』卷二九
六、二五年一月庚子（一五日）条。桑野栄治、前掲報告
書「第4章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一四二）一四三頁
の「【表】成宗代における望闕礼の実施状況」、参照。
- (30) ただし、制度整備の途上にあつた段階では国喪期間あるいは
国王の病気という事情から、正朝・冬至の望闕礼を王世
子または文武百官が代行したことはある。たとえば世宗二
年（一四二〇）冬至の実録記事に「日南至、命百官行望闕
礼、停本朝賀礼、（後略）」とあり（『世宗実録』卷一〇、
二年一月癸酉〔九日〕条）、同二四年冬至の場合は「冬
至、命王世子（のちの文宗）、率百官行望闕礼、停本朝
賀礼」（同書卷九八、二四年一月戊辰〔一二日〕条）と
ある。桑野栄治、前掲報告書「第2章 朝鮮初期の対明遙
拝儀礼」六五）六七頁の「【表III】世宗代における望闕礼
の実施状況」、参照。
- (31) 『中宗実録』卷一、元年一月癸未（八日）条。燕山君の
死とその墓所については桑野栄治「朝鮮初期の官撰史料に
みる王陵」（『都市と環境の歴史学』第三集、日本学術振興
会科学研究費補助金「基盤研究（S）、研究代表者・妹尾
達彦」「歴史学的視角から分析する東アジアの都市問題と
環境問題」研究成果報告書、中央大学文学部東洋史学研究
室、二〇〇六年三月）、参照。
- (32) かつて韓亨周氏は朝鮮時代に実施された正朝・冬至の朝賀
礼を概観し、中宗代の場合、典拠は不明ながら正朝の朝賀

- 札は六件、冬至は二件と判断した（同、前掲「正至朝賀儀礼」二二二頁の「[表1] 朝鮮王朝正至朝賀施行回数一覧表」）。筆者の調査によれば、中宗代の冬至に実施された朝賀札は韓亨周氏の調査と同じく二件であるが、正朝であれば一六件の事例を抽出することができる（[表] 参照）。
- (33) 長節子、前掲書「第二部第四章 三浦の乱以前対馬による深処倭通交権の入手」によれば、『燕山君日記』『中宗実録』は定例の遣使の記事を掲載していないという（二八三頁）。
- (34) 『海東諸国紀』朝聘応接紀、使軒数条。同書朝聘応接紀について中村栄孝氏は「朝鮮の海東諸国」日本・琉球に対する交際関係の体制を東アジア国際秩序のなかで明らかにし、またその題名は「中国文化圏に特徴的な華夷思想による秩序の原理にもとづいている」と評価した。同「『海東諸国紀』の修撰と印刷について」（中村栄孝解説『海東諸国紀』国書刊行会、一九七五年一〇月影印）三三頁。
- (35) 長節子、前掲「朝鮮前期朝日関係の虚像と実像」三八頁。また佐伯弘次他「『海東諸国紀』日本人通交者の個別的検討」（東アジアと日本—交流と変容）第3号、九州大学大
- (36) 「伝曰、額上有腫久而不疼、二十四日聖節望闕札、其停之」『中宗実録』卷六、三年九月丁巳（二二二日）条、「賀冬至、以權停札行之」（同書卷七、三年二月甲寅（二〇日）条）。
- (37) 「上率百官、行望闕札、又賀大妃殿、受百官賀、命停会札宴、以謹天变也、○太白昼見」（『中宗実録』卷七、四年正月甲午朔条）。
- (38) 『成宗実録』卷三四九、二二二年正月戊寅朔条。桑野栄治、前掲報告書「第4章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一四九、一五〇頁。
- (39) 「以權停例、行冬至賀札」（『中宗実録』卷一〇、四年二月乙未朔条）。
- (40) 『中宗実録』卷九、四年一〇月甲寅（二六日）条。
- (41) 『成宗実録』卷二八四、二四年二月己亥（八日）条。桑野栄治、前掲報告書「第四章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一五八頁。
- (42) 東アジアの外交秩序からみれば朝鮮は「蕃国」であり、朝鮮国王は「蕃王」であつて、朝鮮国王が明に派遣する朝貢使節は「蕃使」となる。桑野栄治、前掲報告書「第1章 高麗末期の儀礼と国際環境」二五頁。また田島公「大陸・半島との往来」（上原真人他編『人と物の移動（列島の古代史4）』岩波書店、二〇〇五年一二月）二四五、二四八頁、檀上寛「明代『海禁』の実像—海禁＝朝貢システムの創設とその展開」（歴史学研究会編『港町と海域世界（港町の世界史1）』青木書店、二〇〇五年一二月）一五〇、一五一頁。
- (43) たとえば世祖の死後に即位した睿宗（一四六八～六九年）、睿宗の死後に即位した成宗の場合がこれにあたる。桑野栄治、前掲報告書「第4章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一二六、一三〇頁。
- (44) 桑野栄治、前掲「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた一五世紀朝鮮の儒教と国家」四七頁の「[表II] 燕山君代にお

ける望闕礼の実施状況」、参照。

(45) 争乱の顛末は中村栄孝『日鮮関係史の研究（上）』（吉川弘文館、一九六五年一〇月）「一六 三浦における倭人の争乱」に詳しい。

(46)

火山台について史料Fの割註では「元日に鰐山を禁苑に設け、火戲を山上に陳ぬ」と解説するが、後掲の史料Gにみるところ歳末の宮中饌礼でもあつた。李杜鉉『朝鮮芸能史』

（東京大学出版会、一九九〇年一月）「第三章 近世の芸能」八一页。また伊藤好英『折口学が読み解く韓国芸能—まれびとの往還』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年五月）「V 韓国の民俗に見る『よりしろ』」は、鰐山が山台（華麗な装飾を施した大型の置き山）の中国式表現であつたことを文字史料と明代中期の絵画資料から指摘した（二五八頁）。

中国歴史博物館編『中国通史陳列』（朝華出版社、北京、一九九八年）一六〇頁上段の「南都繁会図巻」（部分）、参考照。

(47) 『中宗実録』卷一二、五年一〇月丙午（二三三日）条。

(48) 中宗四年一月に東班（文官）に叙せられて工曹判書となつた朴永文は、翌年正月に罷免となつた（『中宗実録』卷一〇、四年一月辛酉〔三日〕条、五年正月戊辰〔二一日〕条）。朴永文に対する台諫の攻撃については李秉然、前掲書「附録I 朝鮮中宗朝 靖国功臣의 性分과 動向」二〇一～二〇三頁。

(49) 「臺諫啓曰、臣等以言官、累日論事、上猶不從、不可就職、義當辭去、然此事大閥、故敢啓、今日乃元朝也、無臺諫受

賀、甚妨事体、大司憲洪淑独啓曰、永文不合判書、朝廷所知、鄭光世・邊脩等事、留難不從、不勝缺望、且国有大礼、臺諫不入班、此承旨不即出命牌之過、請推、皆不從」、「臺諫啓曰、元日朝賀、百官皆会、無臺諫可乎、承旨在近密地、不伝復職之命、請推之、命行公推之」（いずれも『中宗実録』卷一〇、五年正月戊午朔条）。また『経国大典』卷三、礼典、朝儀条に「朝賀時、監察相向立東西班各印末、糾察〔朝參同〕」とあり、司憲府監察（正六品）は文武百官の一員としてではなく、行礼執事官の一員として朝賀礼に加わる。

(50) この年九月の記録には「上親行望闕礼〔聖節也〕」とあり

(51) 〔中宗実録〕卷一二、五年九月丁丑〔二四日〕条）、中宗は聖節の望闕礼を忠実に実施している。

(52) 「上率百官、行望闕礼、因賀大妃殿、平明、受本朝賀礼、礼訖、会二品以上及経筵官・入直諸將于殿庭、賜酒樂」（『中宗実録』卷一三、六年正月壬子朔条）。

(53) 「上御思政殿簷下、觀饌、使入侍宰相擲輪木戯（＝輪木投げの遊戯）、得虎者賜酒、有差」（『中宗実録』卷一九、八年一二月癸亥〔二九日〕条）。伊藤好英、前掲書「IV 韓國の民俗に見る『まれびと』」によれば、宮中では歳末の二八日または二九日に朝鮮国王は宗親・高官とともに駆饌に先だって繰り広げられる演戯を観覧したという（一六〇一～一六五頁）。

(54) 〔新增東国輿地勝覽〕（中宗二六年、一五三二）卷一、漢城府、宮闈条に「含元殿〔在康寧殿西北〕」とあり、含元殿

は内殿の燕寝である康寧殿の西北にあつた。世宗三一年（一四四九）の実録記事にはじめて「含元殿は乃ち是れ内殿なり」とみえる（『世宗実録』卷一二五、三一年七月庚寅〔一二日〕条）ことから、含元殿の創建時期もその頃かと思われる。

(54) 『新增東国輿地勝覽』卷三、漢城府、宮室条に「東平館〔在南部樂善坊、待日本諸國使〕、北平館〔在東部興盛坊、待野人之來朝者〕」とある。東平館と北平館についてはさしあたり、河内良弘『明代女眞史の研究』（同朋舎、一九九二年八月）「第一部第十二章 女真人の朝鮮上京について」（初出は『天理大学学報』第一三八輯、一九八三年二月）四二六頁、村井章介『国境を超えて—東アジア海域世界の中世』（校倉書房、一九九七年一二月）「III—倭人たちのソウル」（初出は『月刊韓国文化』通巻第一七五・一七六号、一九九四年六・七月）一三三九頁。

(55) これより一ヶ月ほど前の実録記事に「対馬島主遣盛正（小林右馬允）、來謝罪、以前日成水（宗安房守盛永）失礼於我国故也」とある（『中宗実録』卷一九、八年一一月甲子〔一一日〕条）。特送使の小林盛正と宗盛永の比定は中村栄孝『日鮮関係史の研究（下）』（吉川弘文館、一九六九年一二月）「一十六世紀朝鮮の対日約条更定」一三三頁による。また荒木和憲「中世後期における対馬宗氏の特送船」（『九州史学』第一三五号、二〇〇三年二月）によれば、両者は対馬島主の直臣団（子番衆）から起用された（四一六頁）。

(56) 中村栄孝、前掲書「二十六世紀朝鮮の対日約条更定」一二八〇—三三二頁。

(57) 『中宗実録』卷二〇、九年二月壬子（一八日）条。

(58) 「諭咸鏡北道節度使黃衡曰、近者朝廷待野人、多失其宜、不無懷憤、今當即位之初、不可不宣諭是意、卿其特設宴享、以慰城底野人、（後略）」（『中宗実録』卷一、元年九月癸巳〔二七日〕条）。この中宗による野人接待儀礼の復活は河内良弘、前掲書「第二部第十九章 燕山君時代の朝鮮と女眞」（初出は『朝鮮学報』第八一輯、一九七六年一〇月）六七四頁に指摘がある。

(59) 『中宗実録』卷一九、九年正月乙丑朔条には「上率百官、行望闕礼、又進賀于慈順王大妃、受百官賀、進豐皇子康寧殿、御勤政殿、行会礼宴」とあり、ここに倭人と野人の姿はみえない。なお、この年中宗九年の正朝以降、会礼宴に関する記録はしばらく途絶える（【表】参照）。のち中宗一二年閏一二月下旬に開かれた夕講の際に、侍講官閔寿千は「正朝の会礼宴は乃ち君臣相会の礼なれども、之を廃すること已に久し」と発言している（同書卷二一、一二年閏一二月壬辰〔二二日〕条）。史料の典拠は明示されていないが、この点は池斗煥、前掲「朝鮮時代宴会儀礼의 变천」二二頁に指摘がある。

(60) 「対馬島主宗盛長使送三甫羅、來獻方物」（『中宗実録』卷五〇、一九年正月丁卯〔二日〕条）。前日の正朝は靖国二等功臣具寿永（世宗八男永膺大君の壻）の死去にともない、望闕礼をはじめとする宮中儀礼は取りやめとなつた（同書

(61) 卷五〇、一九年正月丙寅朔条。

(61) 「対馬島主宗盛長、遣皮古洒文來」(『中宗実録』卷七二、二七年正月庚戌朔条)。宗盛長は六年前の一五二六年(中宗二二)に家中の紛争により横死したが、その後も対馬から朝鮮へは「宗盛長」名義のまま使節が派遣されつづけた。佐伯弘次「一六世紀における後期倭寇の活動と対馬宗氏」(中村質編『鎖国と國際関係』吉川弘文館、一九九七年八月)三六頁、米谷均「漂流民送還と情報伝達からみた一六世紀の日朝関係」(『歴史評論』通巻五七二号、一九九七年一二月)五九頁。

(62)

(62) 中宗は前日の大晦日に孝敬殿にて祭礼を行つてゐる(『中宗実録』卷七二、二六年一二月己酉〔三〇日〕条)。なお、成宗繼妃貞顯王后は中宗二五年八月に死去し(同書卷六九、二五年八月己卯〔二二日〕条)。『璿源系譜紀略』璿源世系、成宗繼妃)、その後、昌慶宮文政殿を貞顯王後の魂殿として孝敬殿と名付けた(同書卷六九、二五年八月辛巳〔二十四日〕・甲申〔二七日〕条)。そのため中宗はこの年一一月に孝敬殿にて冬至祭を、翌二六年元日には同じく孝敬殿にて正朝朔祭を執り行つてゐる(同書卷六九、二五年一一月己酉〔二三日〕条、同書卷七〇、二六年正月丙戌朔条)。成宗繼妃の葬喪礼とその陵墓(宣陵)については桑野栄治、前掲「朝鮮初期の官撰史料にみる王陵」、参照。

(63) 桑野栄治、前掲報告書「第4章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一四二~一四三頁の「[表] 成宗代における望闕礼の実施状況」。

(64) 『成宗実録』卷三八、五年正月朔丁亥条、同書卷二三六、二一年正月朔甲寅条。このとき金應箕は燕山君代の状況について語つていなかが、燕山君八年(一五〇二)正朝に仁政殿にて催された会礼宴には倭人と野人が随班している。

(65) 『國朝五礼儀』卷三、嘉礼、朔望王世子百官朝賀儀条に「諸方の客使來朝せば、則ち設次・設位は並な正至朝儀の如くす」とあるほか、「若し客使有らば、則ち就位・行礼は正至朝儀の如くす」とみえる。「正至朝儀」とは正朝・冬至の朝賀礼をいい、その際の「諸方の客使」の配置については後述する。なお、四拜→致詞→四拜とつづく朔望朝賀儀の行礼手順に関しては姜制勲「조선초기의 朝회 의식」(『朝鮮時代史学報』二八号、서울、二〇〇四年三月)二六~四二頁に詳細な分析がある。

(66) 『燕山君日記』卷三四、五年七月甲戌(一六日)条。また『明孝宗実録』卷一五四、弘治二二年九月戊寅(二二日)条に「朝鮮国王李隆(=燕山君)遣陪臣戸曹參判金應箕等、奉箋文・方物來朝、賀皇太子千秋節、賜宴并綵段・衣服等物、有差」とある。

(67) 倭人・野人など異域の使節が朔望の朝会に随班したという具体的な事例は、いまのところ『中宗実録』にみいだすことはできない。中宗代の正朝・冬至の宮中儀礼に倭人・野人が参席したことを明確に伝える記録も、中宗三年正朝の

史料Eが唯一である。ただし、客使の隨班については後述する（後掲史料J）。

(68)

高橋公明「十六世紀の朝鮮・対馬・東アジア海域」（加藤榮一他編『幕藩体制国家と異域・異国』校倉書房、一九八九年一〇月）一五二～一五四頁。高橋氏は三浦の乱から二年後の中宗七年八月に生じた朝鮮と対馬の復交交渉をめぐる論議を検討し、「外夷の羈縻が王権の莊嚴化につながるという認識を、政府中枢を除く多くの官僚はほとんど共有していなかつた」ことを導きだす（一五四頁）。しかし、王朝国家の権威のあり方は朝鮮国王と政府中枢が中心となって決定すべきものであり、「地位の低い、もしくは政府中枢から距離のある官僚」（一五二頁）の意見が封じこめられるのは当然の帰結といえよう。

(69)

村井章介『中世倭人伝』（岩波新書、一九九三年三月）「III 密貿易の構造」一五七～一五八頁の「表4 三浦の乱後の『日本国使臣』」、およびこれを補訂した橋本雄『中世日本の国際関係—東アジア通交圏と偽使問題』（吉川弘文館、二〇〇五年六月）「第五章 『二人の將軍』と外交権の分裂」（初出は『歴史学研究』第七〇八号、一九九八年三月）一九八～二〇〇頁の「表8 16世紀、朝鮮王朝への『日本国使臣』」、参照。

(70)

この朝鮮の文武百官と「客使」の配置を視覚化した『国朝五礼序例』卷二、嘉礼、排班図、勤政殿正至誕日朝賀之図では、殿庭東側のやや後ろ（南側）に「倭使」が、殿庭西側のやや後ろには「野人」が描かれている。

(71)

『中宗実録』卷四八、一八年五月甲午（二五日）条に「日本國使臣一鶲東堂・堯甫西堂來朝、其書契云、日本國源義晴、奉書于朝鮮國王殿下、（後略）」とみえる。中村栄孝、前掲書「二 十六世紀朝鮮の対日約条更定」一四七～一四八頁。伊藤幸司「中世後期における対馬宗氏の外交僧」（『年報朝鮮学』第八号、二〇〇二年三月）六一～六三頁。また、対馬の利害にたつて偽造されたこの書契の分析は米谷均「文書様式論から見た一六世紀の日朝往復書契」（『九州史学』第一三三号、二〇〇二年七月）五九～六〇頁、参考照。

(72)

『中宗実録』卷六二、二三年八月壬戌（二三日）条、同書卷六三、二三年一〇月辛丑（三日）条、同書卷六四、二三年閏一〇月乙亥（七日）・甲午（二六日）条など。米谷均「一六世紀日朝関係における偽使派遣の構造と実態」（『歴史学研究』第六九七号、一九九七年五月）一二頁によれば、大友氏が三浦の乱により途絶した通交権の回復をはかつてこの「日本国王使」を派遣したという。

(73) 東アジア世界において朝鮮国王は天子（皇帝）ではなく諸侯であり、したがつて万歳ではなく千歳と山呼する。韓亨周、前掲「正至朝賀儀礼」二八〇頁。

(74)

「礼曹啓曰、上自國家、下至士庶人、日用大小儀礼、無不備錄于五禮儀註、當廣布中外事、皆習知、果如言者所陳〔邊克精輪對〕、其令校書館多數印出、何如、伝曰可」（『中宗実録』卷一六、七年閏五月己丑〔二六日〕条）。なお、高英津『조선중기예학사상사』（한길사、서울、一九九五

年七月)「第1章 16세기초·중반 유교의례의 시행과 제례서」がこの史料を「日常生活の儀礼のなかで『五礼儀註』に記録されていないものは印刷し、中外にひろく頒布された」と解釈する(五五頁)のは誤りである。

(75)『中宗実錄』卷七九、三〇年一月癸丑(二二日)条に「左議政金謹思等、與札曹同議啓曰、待隣以信、交聘通好、在義當然、祖宗朝亦屢遣信使、而久廢不遣、今欲講旧堅好、上意至美、(中略)今則自庚午(ニ三浦の乱が発生した中宗五年)以後、與倭奴積鬱既多、其狙詐桀黠、奸人怒獸、難可以恩保其必順、況聞今之稱為國王・大内・小二・諸巨

酋之使而來者、皆是中間詐偽、我國通信之擧、其奸必露、尤非彼所願、(後略)」とある。かつて米谷均氏は偽使派遣の横行を許した朝鮮側の姿勢を考察しつつ、この史料における巨酋使の成立を⁷⁶⁾『朝鮮学報』第四輯、一九六六年一〇月)に詳しい。

(77)受職倭人は年に一回、下賜された冠服と品帶を着け、辭令(告身)を携えて来朝した。中村栄孝『日本と朝鮮』(至文堂、一九六六年六月)「第二 交隣外交の成立」一〇三頁。(78)『國朝五礼儀』卷三、嘉礼、朝參儀条に「諸方の客使來朝せば、則ち設次・設位は正至朝儀の如くす」、「若し客使有らば、則ち就位・行礼は正至朝儀の如くす」とみえる。また、衙日については『經國大典』卷三、礼典、朝儀条に

「毎月初五日・十一日・二十一日・二十五日、百官朝参」とある。

(79)たとえば、正徳四年(一五〇九)に成立した『大明会典』(山根幸夫解題『正徳大明会典』汲古書院、一九八九年六月影印)卷五五、礼部一四、蕃国礼、蕃使朝貢条によれば、朝鮮国王が派遣した朝貢使節(蕃使)は紫禁城の奉天殿で皇帝と皇太子に朝賀礼を行つたのち、四夷の使節を接待する北京会同館にて礼部主宰の酒宴にあずかる。

(80)「西時末、上出自聚寒門、御春堂臺上、命侍衛諸將及宣伝官皆坐、又命札曹樂生奏樂、俄而放各色火砲、乃罷、上還宮、夜已一鼓五点」(『中宗実錄』卷六四、二三年一二月丁酉〔三〇日〕条)。

(81)「下札曹公事曰、大妃殿進豐呈、例為也、群臣會礼、近以年凶廢之已久、今年則稍稔、皆可為之」(『中宗実錄』卷六四、二三年一一月丁卯〔二九日〕条)。

(82)『中宗実錄』卷六五、二四年五月甲辰(一〇日)・丙午(二二日)条。

(83)李秉然、前掲書「第4章 中宗朝士林派의構成과 그特性」八〇頁。

(84)「朴元宗·成希顥·柳順汀等、靖難之後、相繼輔政、世謂

三大臣、中廟禮待異常、朝退則為之起、出門然後復位、三大臣未之知也、(後略)」(『燃藜室記述』卷九、中宗朝故事本末、中宗朝相臣條、成希顥の項)。金燉、前掲「朝鮮中期의 反正과 王權의 위상」三五四頁。

(85)昭陵の名譽回復はこれより三ヶ月後の中宗八年三月、宗廟

- (89) 落雷を契機として重臣との合議の末に決定する（『中宗実録』卷一八、八年三月庚午朔・壬申〔三日〕条）。中宗代の昭陵復位をめぐる論議は李秉休、前掲書「第5章 士林派의 改革政治와 그 性格」一二七~一一九頁、 윤정、前掲「조선 중종 전반기 정국구도와 정책론」一五八~一六〇頁、 李賢珍「조선전기 昭陵復位論의 주이와 그 의미」（『朝鮮時代史学報』二三号、 서울、 二〇〇二年一二月）六六~六九頁、 参照。
- (90) 〔中宗実録〕卷一六、七年七月戊寅（七日）条、金寿童卒伝および同書卷一七、七年一二月庚申（二〇日）条、柳順汀卒伝。
- (91) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。朝鮮前期の豊呈の実施状況については池斗煥、前掲「朝鮮時代宴会儀礼의 变천」一六一八頁、 参照。
- (92) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。朝鮮前期の豊呈の実施状況については池斗煥、前掲「朝鮮時代宴会儀礼의 变천」一六一八頁、 参照。
- (93) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。朝鮮前期の豊呈の実施状況については池斗煥、前掲「朝鮮時代宴会儀礼의 变천」一六一八頁、 参照。
- (94) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。
- (95) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。

1部 『豊呈都監儀軌』의 文獻的再検討」一一頁。また金文植他、前掲書「第3部 의궤의 서지사항 및 해제」六〇三~六〇五頁、韓永愚、前掲書「6. 인조대 의궤 편찬」一〇三~一〇四頁、 参照。

(90) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆

一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。朝鮮前期の豊呈の実施状況につ

いては池斗煥、前掲「朝鮮時代宴会儀礼의 变천」一六一八頁、 参照。

(91) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆

一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。朝鮮前期の豊呈の実施状況につ

(92) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆

一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。朝鮮前期の豊呈の実施状況につ

(93) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆

一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。朝鮮前期の豊呈の実施状況につ

(94) 「朴元宗議、会礼宴乃君臣通宴、進豊呈為上殿設也、是皆

一年一度之盛事、非有故則斷不可廢也、進豊呈、即位之後一未行、尤不可停、（後略）」（『中宗実録』卷一〇、四年一二月丁未〔二〇日〕条）。

(95) 「命停冬至会礼宴、又停進豊呈于大妃殿、初上将設宴、大妃曰、年凶民飢、豈可安心受宴、固止之」（『中宗実録』卷二六、一一年一一月庚辰〔三日〕条）。

(96)

「上率百官、行望闕礼、遂進賀于大妃殿、受賀、設進豐呈于宣政殿、餉宗宰二品以上・承政院・弘文館・臺諫及入番諸將・史官等于仁政殿庭」(『中宗実録』卷二七、一二年正月丁丑朔条)。なお、宣政殿は受朝の正殿である仁政殿の東にある(『新增東國輿地勝覽』卷一、漢城府、宮闕条)。

(97)

震檀学会編、前掲書「第二編第五章 土禍・党争」五四四五五〇頁。国史編纂委員会編、前掲書「II.2. 사림세력의 진출과 사화」一九五~一九八頁。

(98)

「上率百官、行望闕礼、仍賀大妃殿、○上御勤政殿、受百官賀、進豐呈大妃殿、○餉宗宰二品以上及入直諸將・臺諫・

弘文館・承旨・史官等于勤政殿庭」(『中宗実録』卷三一、一三年正月辛丑朔条)、「上行望闕礼、仍賀大妃殿、平明受賀、又進豐呈于大妃殿、以至日也、命餉宗宰二品以上・承政院・弘文館・臺諫・入番翰林都搃府・兵曹諸將于闕庭」(同書卷三四、一三年二二月丙午〔一〇日〕条)、「上行望闕礼、如儀、又率百官、陳賀于大妃殿、仍受群臣賀、○進豐呈于大妃殿、○饗宗宰二品以上・承政院・臺諫・弘文館及入直諸將・翰林等于勤政殿庭」(同書卷三五、一四年正月丙申朔条)。

(99)

「行冬至賀礼、用權停例」(『中宗実録』卷三七、一四年一月壬子〔二二日〕条)。また同書卷三七、一四年一一月辛亥(二二日)条。

(100)

前掲註(62)、参照。

(101)

『中宗実録』卷二二、一〇年二月癸丑(二五日)条、同書卷三八、一五年四月己卯(二二日)条。『璿源系譜紀略』

(102)

璿源世系、仁宗。

(103)

管見の限り、成宗代に王世子が正朝の宮中儀礼に随班したのは成宗二年(一四九〇)正月のことである。『成宗実

録』卷二三六、二一年正月朔甲寅条には「上率百官、行望闕礼、又陳賀于兩大妃殿、進表裏、○御明政殿、受賀、王世子亦隨班、(後略)」とあり、望闕礼ではなく朝賀礼より隨班した。桑野栄治、前掲報告書「第4章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一五六頁。

(104)

順に『成宗実録』卷一五一、一四年二月己巳(六日)条、

同書卷二〇〇、一八年二月己亥(二九日)条、同書卷二二三、一九年二月庚子(六日)条。

(105)

『國朝五禮儀』卷三、嘉礼、正至百官賀王世子条を指す。

(106) 「上行望闕礼、王世子隨班、上御勤政殿、世子率百官、進箋陳賀、還大内、行曲宴、伝曰、今日、宗宰供饋時、承旨等各伝宣醞盃」(『中宗実録』卷九四、三六年正月戊子朔条)、「上行冬至望闕礼、世子隨班、○王世子以權停例、率百官、上箋陳賀」(同書卷九六、三六年一一月丁未〔二五日〕条)。

なお、前者の中宗三六年正朝の場合、司憲府は「近日、災変置ねて見われ、冬雷異を示すも、日々告げ警むるを強る。上下當に恐懼修省し、以て天譴に應ずべし。宜しく意を縱じいままでにして宴樂すべからず。請うらくは賜樂を停めんことを」と諫めたが、中宗は「今日は乃ち元朝なり」と退けた経緯がある(同書卷九四、三六年正月戊子朔条)。

(107) 桑野栄治、前掲報告書「第2章 朝鮮初期の対明遙拝儀礼」

八三九一頁、「第4章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一五

七五一五九頁。

(108)

『中宗実録』卷一〇、九年五月辛巳（一九日）条。朝鮮では旱魃など天災に対する施策として、国王が正殿に出御せずに他所で政治をとることがしばしばあつた。平木實『朝鮮社会文化史研究II』（阿吽社、一〇〇一年一二月）「二

朝鮮時代中宗・明宗代の旱魃を巡る天譴意識とその社会」（初出は『朝鮮学報』第一三四輯、一九九〇年一月）七〇

頁。

(109)

『中宗実録』卷二〇、九年九月丙寅（七日）・丁卯（八日）

条。

(110)

「夜、成均館尊經閣失火、命遣入直部將、領軍馳救」（『中宗実録』卷二一、九年一二月庚寅〔二日〕条）、「御朝講、

司諫李彦浩曰、去夜、尊經閣失火、祖宗朝書冊盡燒無遺、掌務官及上直官員請並推問、上曰、尊經閣失火、至為驚駭、

官員推考為當、（後略）（同書卷二一、九年一二月辛卯〔三日〕条）。中宗九年の尊經閣失火とその後の藏書補填政策については桑野栄治「朝鮮版『正徳大明会典』の成立とその現存—朝鮮前期対明外交交渉との関連から」（『朝鮮文化研究』第五号、東京大学文学部朝鮮文化研究室、一九九八年三月）九頁、参照。

(111) 「伝曰、今見觀象監所奏、至為驚愕、冬月雷電、豈非可懼之甚乎、自今避殿・減膳・撤樂、可也、政院啓曰、幸召大臣、延訪何如、伝曰、前因災變、已累為延訪、今雖復為、

亦何有別策乎、大臣等若有所言、則雖不延訪、自當言矣」

（『中宗実録』卷二一、九年二二月丙午〔二八日〕条）。

(112) 『中宗実録』卷二二、九年二二月丁未（一九日）条。

(113) 朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』（同府、京城、一九二〇年三月。国書刊行会、一九七四年一二月復刻）九〇〇頁。李在淑他『조선조 궁중의례와 음악』（서울대학교出版部、서울、一九九八年八月）の図版2には、純祖九年（一八〇九）に編纂された『己巳進表裏進饌儀軌』（英國国立図書館蔵）所収の「進表裏図」を掲載する。

(114) 「上始聞、是日乃新皇帝聖節、率百官、行望闕礼于勤政殿、仍遣左尹沈順經（マツヨクジン）（ノ「怪」の誤刻）追賀」（『中宗実録』卷四二、一六年八月己丑〔一〇日〕条）。

(115) 「行望闕礼、賀大妃殿、又御勤政殿、受賀」（『中宗実録』卷五二、二二〇年正月庚申朔条）。

(116) 「受冬至賀礼〔闕庭湿、以權停礼行〕」（『中宗実録』卷五四、一九年一二月戊寅〔一八日〕条）。

(117) 「前略」臺諫又啓曰、近見、災變旱曠、尤甚畿縣、禾穀盡數焦傷、宜上下遑遑、恐懼修省、（中略）避殿・減膳、雖若文具、請為此以示敬天勤民之意、（中略）伝曰、見各道狀啓、則京畿旱曠尤甚、（中略）避殿事、予已欲為之、但前日大臣以為、若避殿則不得視事、又將接見倭使、不可為也云、故不得為之耳、今則客使亦已接見、當避殿・減膳・撤樂、（後略）」（『中宗実録』卷五四、二〇〇年七月庚午〔一三日〕条）。ここにみえる「倭使」「客使」は五月中旬に入京した「日本国王使」景林東堂ら二二人の一行であり、六月

- 末に中宗は勤政殿にて引見している（同書卷五四、二〇〇年五月乙亥〔一七日〕条・六月丁巳〔二九日〕条）。その後、この「日本国王使」は対馬島人によつて仕たてられた偽使であることが発覚したが、朝鮮政府は不間に付した（同書卷五四、二〇〇年七月庚申〔三日〕・己巳〔二二日〕条）。対馬宗氏の外交僧景林宗鎮については伊藤幸司、前掲「中世後期における対馬宗氏の外交僧」五五〇五七頁、参照。
- (118) 『中宗実録』卷五五、二〇〇年八月己丑〔二日〕条。
- (119) 当日の聖節は京畿觀祭使の暇乞いと、量田（田地の測量）に関する台諫の上啓記録が残る。『中宗実録』卷五五、二〇〇年八月丁酉〔一〇日〕条。
- (120) 「上率百官、行聖節望闕礼」（『中宗実録』卷六二、二三一年八月己酉〔一〇日〕条）。
- (121) 桑野栄治、前掲報告書「第4章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一四一～一四九頁。
- (122) のち明宗代（一五四五～六七年）になると、たとえば『明宗実録』卷六、二年一〇月癸丑（六日）条に「上行望宮礼〔即千秋節也〕」とみえる。
- (123) 桑野栄治、前掲報告書「附錄 朝鮮初期望闕行礼儀註試釈」一六一頁。
- (124) 「承文院都提調領議政尹殷輔・左議政洪彥弼・右議政金克成・提調左贊成蘇世讓・左參贊金安國・吏曹判書成世昌・礼曹判書李龜齡・吏曹參判黃憲・副提調礼曹參議蔡世英・大司成金遂性・五衛將崔世珍等同議啓曰、観礼部題本、冊立皇太子三年内、元朝・冬至、海内諸国、皆不進賀云、洪

慎問於礼部曰、外國何以為之、答云、外國不擧論、然當題本取稟云、以此觀之、海内之國、猶不致謝、況我國乎、但礼部不分明言、冬至副使、不可不送也、（後略）」（『中宗実録』卷九一、三四年七月己丑〔二四日〕条）。この「礼部題本」は聖節使鄭世虎によつてもたらされた（同書卷九一、三四年七月丙戌〔二二日〕条）。

- (125) 『中宗実録』卷九一、三四年閏七月壬戌〔二七日〕条。ちなみに、このとき赴京した奏請使權撥が翌年正月に宗系改正の勅書を得て明より帰国する。桑野栄治、前掲「朝鮮版『正徳大明会典』の成立とその現存」一二二頁。
- (126) 実際に賀千秋使尹思翼がこの年閏七月に漢城を出発し、年末の一�月に明より帰国した。『中宗実録』卷九一、三四年閏七月癸卯（七日）条、同書卷九一、三四年一二月癸巳（三〇日）条。

- (127) 千秋節の当日は科挙受験者の紊乱と各道の凶作が議論されている（『中宗実録』卷九一、三四年一〇月庚午〔六日〕条）。

- (128) 「朝鮮国王李懌（仁宗）差陪臣吏曹參判尹思翼等、奉表箋・方物、賀皇太子千秋令節、宴賞如例」（『明世宗実録』卷二三〇、嘉靖一八年一〇月庚午〔六日〕条）。

- (129) 「以權停例、行冬至賀礼」（『中宗実録』卷九一、三四年一月丙申〔三日〕条）、「以權停例、行賀礼」（同書卷九一、三五年正月甲午朔条）、「以權停例、行冬至朝賀」（同書卷九四、三五年一月壬寅〔一五日〕条）。
- (130) 類似の記録形態として、たとえば中宗二四年冬至の実録記

事には「停冬至望闕礼、以權停例、行本朝賀礼」とある（『中宗実録』卷六六、二四年一一月甲辰〔一二日〕条）。この場合、望闕礼は停止、その後の「本朝の賀礼」つまり朝賀礼は權停礼により実施されたことを明確に伝える。

前掲註（106）、参照。

（131）

「百官以權停例、陳賀」（『中宗実録』卷九七、三七年正月壬午朔条）、「權停聖節望闕礼」（同書卷九九、三七年八月丁亥〔一〇日〕条）。

（132）
（133）

『中宗実録』卷九九、三七年八月丙戌（九日）条。

（134）
（135）

「日有食之」（『中宗実録』卷一〇〇、三八年正月丙午朔条）、「冬至、百官以權停礼、進賀」（同書卷一〇一、三八年二月丁巳〔二七日〕条）、「以權停例、受朝賀」（同書卷一〇一、三九年正月庚子朔条）。

（136）

『中宗実録』卷一〇五、三九年一一月庚戌（一五日）条。
『璿源系譜紀略』璿源世系、中宗。
中村栄孝、前掲書「一十六世紀朝鮮の対日約条更定」一五二～一五一七頁。